

1

連邦取引委員会対クアルコム

公示用

合衆国控訴裁判所第9巡回区

連邦取引委員会

原告/被控訴人

対

デラウェア州法人クアルコム

被告/控訴人

サムスン電子

サムスン半導体

インテル

エリクソン

サムスン電子アメリカ

メディアテック

アップル

訴訟参加人

ノキアテクノロジーOY

インターデジタル

レノボ (米国)

モトローラ・モビリティ

訴訟参加人

事件番号.19-16122

整理番号 No. 5:17-cv-00220-LHK

意見書

ルーシー・H・コウ、地方裁判所裁判官（裁判長）合衆国連邦地方裁判所カリフォルニア北部地区判決に対する控訴審

2020年2月13日提起
カリフォルニア州サンフランシスコ

2020年8月11日提出

控訴裁判所裁判官：ジョニー・B・ローリンソン、コンスエ
ロ・M・キャラハン
地方裁判所裁判官：スティーブン・J・マーフィーIII*

キャラハン裁判官による意見

要約**

反トラスト

合議体は、連邦地方裁判所の判決を取消し、連邦地方裁判所がクアルコム社の核となる商習慣のいくつかに対して発した世界規模の終局的差止命令を覆した。

連邦取引委員会（以下「FTC」）は、クアルコムが、符号分割多元接続（以下「CDMA」）およびプレミアムロングタームエボリューション（以下「LTE」）携帯通信モデムチップ市場における取引を不当に制限かつ不法に独占しており、これがシャーマン法（合衆国法律集 15 巻第 1 条、第 2 条）に抵触すると主張した。

*ミシガン州東部地区連邦地方裁判所裁判官スティーブン・J・マーフィーIII、指名により参加

**本要約は、裁判所の意見の一部を構成するものではなく、読者の便宜のために裁判所職員が作成したものである。

クアルコムは、CDMA および LTE 通信規格などの現代の通信方式の基礎となる技術革新に多大な貢献をしてきた。クアルコムは、商標製品製造業者（以下「OEM」）にライセンス供与する特許を通じて、自社のイノベーションを保護し、そこから利益を得ている。クアルコムの特許には、セルラー標準必須特許（以下「SEP」）、非セルラーSEP、および非SEP等がある。SEP保有者が自社特許のライセンス供与を選択的に拒否すると業界関係者が標準を実施できない可能性があることから、国際標準設定組織は特許保有者に対し、各社特許が標準に組込まれる前に、公正・合理的・かつ非差別的な（「FRAND」）条件で各社 SEP をライセンス供与する約束をするように要求している。

合議体は、クアルコムの慣行が有効な競争分野（CDMA 市場およびプレミアム LTE モデムチップ市場）に与えている影響（影響がある場合）に論点を置いた。

合議体がまず検討したのは、アスペンスキー対アスペンハイランズスキー事件（合衆国判例集 472 巻 585 頁 1985 年）の例外に基づきなされた「クアルコムにはモデムチップ市場における直接の競合他社に自社 SEP をライセンスする反トラスト上の義務がある」とする連邦地方裁判所の結論である。合議体は、アスペンスキー事件による例外を成立させる要件がいずれも存在しないとし、クアルコムには競合チップメーカーにライセンス供与する反トラスト上の義務があったとした連邦地方裁判所の判断が誤りであったと判示した。合議体は、クアルコムが OEM レベルでライセンス供与したという方針は斬新ではあるものの、シャーマン法の反競争的違反ではないと判断した。

合議体は、「アスペンスキー事件による反トラスト上の義務の対象にならなかったとしても、クアルコムは依然としてシャーマン法の第 2 条に違反して反競争的行為を行った」という FTC の主張を否定した。

合議体は、FTC が、クアルコムの契約の約束違反の疑い自体が競合他社の機会を損なっていることを十分に説明していないと判断した。FTC が合理性の準則の枠組みに基づき第1立証責任を果たさなかったため、合議体は、クアルコムの OEM レベルのライセンス方針に対する競争促進的な弁明（いずれの場合も、現在の業界慣行に合致した合理的なものであると思われた）に対してあまり批判的ではなかった。合議体は、クアルコムが FRAND 誓約のいずれかに違反したことに關しては、かかる違反の救済手段は契約法または不法行為法によると結論付けた。

合議体は次に、連邦地方裁判所が主張した反競争的損害の第1理論、クアルコムがライセンスロイヤリティ料を通じて競合チップ供給業者に「反競争的課徴金」を課したこと、を取り上げた。合議体は、クアルコムの特許実施料と「ノーライセンス・ノーチップ（ライセンスのない者にはチップ供給なし）」の方針が、競合他社のモデムチップ販売に反競争的な課徴金を課すものではないと判断した。クアルコムのビジネスモデルのこれらの側面は「チップ供給業者に中立」であり、関連する市場において競争を阻害するものではなかった。合議体はさらに、クアルコムがアップル社と結んだ2011年および2013年の契約は、CDMA モデムチップ市場における競争を実質的に阻害するような実際的な効果がないとした。また、これらの契約は何年も前にアップル自体から解消されたため、何の行使もできない。

弁護士

被告／控訴人 弁護士：トーマス・C・ゴールドスタイン（弁論人）、ケビン・K・ラッセル、エリック・F・シトロ（ゴールドスタイン&ラッセル P.C.、メリーランド州ベセスダ）；ゲイリー・A・ボーンスタイン、アントニー・L・ライアン、ヨナタン・イーブン、M・ブレント・バイアーズ（クラバス・スウェイン&ムーア LLP、ニューヨーク州ニューヨーク）；ロバート・A・ヴァンネスト、ユージーン・M・ペイジ、コーディー・S・ハリス、ジャスティナ・セッションズ（ケイカー・ヴァンネスト&ピーターズ LLP、カリフォルニア州サンフランシスコ）；ウィラード・K・トム（モーガンルイス&ボッキウス LLP、ワシントン D.C.）、ジェフリー・T・ホルツ（モーガンルイス&ボッキウス LLP、カリフォルニア州サンフランシスコ）；リチャード・S・タフェット（モーガンルイス&ボッキウス LLP、ニューヨーク州ニューヨーク）；マイケル・W・マコーネル（ウィルソン・ソンシーニ・グッドリッチ&ロザーティ、カリフォルニア州パロアルト）

原告／被控訴人 弁護士：特別弁護士ブライアン・H・フレッチャー（弁論人）、弁護士補佐ミシェル・アリントン、副弁護士ヘザー・ヒプスリー、副弁護士イアン・R・コナー、副監督ダニエル・フランシス、裁判弁護士長ジェニファー・ミリシ、弁護士アレクサンダー・アンサルド、ジョセフ・ベイカー、ウェズリー・カーソン、ジェフリー・グリーン、ラジェッシュ・ジェームズ、ケネス・マーバー、マーク・ウッドワード（連邦取引委員会競争局、ワシントン D.C.）

法廷助言人 合衆国：副司法長官補佐マイケル・F・マレー（弁論人）、参謀長兼上級弁護士ウィリアム・J・リナー、競争政策・アドボカシー部門主任代理ダニエル・E・ハール、弁護士ジェニファー・ディクストン、弁護士パトリック・M・ケルマン、弁護士ジェフリー・D・ネグレット（米国司法省反トラスト課、ワシントン D.C.）

法廷助言人 エリクソン社：ジョナサン・S・マッシー、マシュー・M・コレット、キャサリン・ロビネット（マッシー&ゲイル LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 ACT|App 協会：アマンダ・テッサー（パーキンス・クーイ LLP、コロラド州デンバー）、サラ・E・ファウラー（パーキンス・クーイ LLP、カリフォルニア州パロアルト）

法廷助言人 ハイテクインベンターズ同盟：ヘンリー・C・スー、アンカー・カプーア、デビッド・ゴールドデン（コンスタンティン・キャノン LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 メディアテック社：スティーブン・C・ホルツマン、ガブリエル・R・シュラバッハ（ボイーズ・シラー・フレックナー LLP、カリフォルニア州サンフランシスコ）

法廷助言人 コーズ・オブ・アクション研究所：ジョン・J・ベッキオーネ、マイケル・ペプソン、ジェシカ・トンプソン（コーズ・オブ・アクション研究所、ワシントン D.C.）

法廷助言人 ドルビーラボラトリーズ社：ガラード・R・ビーニー、エイカッシュ・M・トプラニ（サリバン&クロムウェル LLP、ニューヨーク州ニューヨーク）

法廷助言人 反トラスト法・特許法教授・経済学者・学者：エリック・S・ジャッフェ（シャー・ジャッフェ LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 ポール・R・ミシェル殿（退職）：マシュー・J・ダウド（ダウド・シェフェル PLLC、ワシントン D.C.）

法廷助言人 インターデジタル社：アンドリュー・G・イストワン（インターデジタル社、デラウェア州ウィルミントン）

法廷助言人 U.S.スタートアップス&インベンターズフォー
ジョブズ (USIJ) : ロバート・P・テイラー (RPT リーガルズ
トラテジーズ PC、カリフォルニア州サンフランシスコ)

法廷助言人 法と経済の国際センター&法学者・経済学者:
ジャロッド・M・ボナ、アーロン・R・ゴット、ルイス・ブラ
ンケス、ルーク・ハスカンプ、(ボナ・ローPC、カリフォル
ニア州ラホヤ)、アレクサンダー・シアー (ボナ・ローPC、
ニューヨーク州ニューヨーク)

法廷助言人 ノキアテクノロジーOY : ライアン・W・コッペ
ルマン (アルストン&バード LLP、カリフォルニア州パロア
ルト)

法廷助言人 ホルヘ・L・コントレラス教授 : デビッド・W・
ケッセルマン、エイミー・T・ブラントリー、モニカ・M・カ
ステイーヨ・ヴァンパンワイス (ケッセルマン・ブラントリ
ー・ストッキングー、カリフォルニア州マンハッタンビーチ)

法廷助言人 オープンマーケットツ・インスティテュート : サ
ンディープ・ヴァヒーサン (オープンマーケットツ・インステ
ィテュート、ワシントン D.C.)

法廷助言人 コンピュータ・アンド・コミュニケーション産
業協会 : トーマス・G・ハンガー、ニック・ハーパー (ギブソ
ンダン&クラッチャーLLP、ワシントン D.C.) ; ジョシュ
ア・ランドー (コンピュータ・アンド・コミュニケーション
産業協会、ワシントン D.C.)

法廷助言人 法と経済学者 : マイケル・D・ハウズフェルド、
スコット・マーティン (ハウズフェルド LLP、ニューヨーク
州ニューヨーク) ; イアン・シモンズ、ベンジャミン・J・ヘ
ンリクス、ブライアン・P・クイン、スコット・シェーファー
(オメルベニー・アンド・マイヤーズ LLP、ワシントン D.C.)

法廷助言人 R ストリート研究所 : チャールズ・ドアン (R ス
トリート研究所、ワシントン D.C.)

法廷助言人 インテル社：グレゴリー・P・ストーン、ベンジャミン・J・ホルウィッチ、ジャスティン・P・ラファエル、ステファニー・G・ヘレラ（マンガー・トレス・アンド・オルソン LLP、カリフォルニア州サンフランシスコ）；ドナルド・B・ベッリリ・ジュニア（マンガー・トレス・アンド・オルソン LLP（ワシントン D.C.）

法廷助言人 世界自動車メーカー協会、アメリカ自動車製造者連盟：アンドリュー・J・ピンカス（メイヤー・ブラウン LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 コンチネンタル・オートモーティブシステムズ社、デンソー社：ジョン（『ジェイ』）・ジュラタ・ジュニア、ランドール・C・スミス、トーマス・キング=サン・フー、エミリー・ルーケン（オーリック・ヘリントン&サトクリフ LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 ティモシー・J・ムリス：ジャン・クロード・アンドレ、デビッド・R・カーペンター（シドレー・オースチン LLP、カリフォルニア州ロサンゼルス）；レイモンド・A・アトキンス、ジョセフ・V・コニリオ（シドレー・オースチン LLP、ワシントン D.C.）

法廷助言人 アメリカ反トラスト研究所、パブリック・ナレッジ：ランディ・M・スタッツ（アメリカ反トラスト研究所、ワシントン D.C.）

法廷助言人 フェアスタンダーズ同盟：デビッド・H・ヘリントン、アレクサンドラ・K・セオバルト（クレアリー・ゴットリーブ・ステーン&ハミルトン LLP、ニューヨーク州ニューヨーク）；ダニエル・P・カルリー、ジェシカ・A・ホリス（クレアリー・ゴットリーブ・ステーン&ハミルトン LLP、ワシントン D.C.）

意見書

キャラハン控訴裁判所裁判官

本事件では、連邦反トラスト法で違法とされる反競争的行為と、違法とされない過当競争的行為との間に線引きをすることが問われている。連邦取引委員会（以下「FTC」）の主張によると、クアルコム社（以下「クアルコム」）は、符号分割多元接続（以下「CDMA」）およびプレミアムロングタームエボリューション（以下「LTE」）携帯通信モデムチップ市場における取引を不当に制限かつ独占しており、これがシャーマン法（合衆国法律集 15 巻第 1 条、第 2 条）に違反しているという。10 日間のベンチトライアルの結果、地方裁判所はこれに同意し、クアルコムの核となる商習慣のいくつかに対して世界規模の終局的差止命令を出した。我々は、控訴手続き中の差止命令の停止を求めるクアルコムの申立てを認めた（FTC 対クアルコム、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 935 巻 752 頁、第 9 巡回区、2019 年）。その際我々は、地方裁判所の命令・差止命令を「反トラスト法の新たな適用」または「シャーマン法の範囲を超えた不適切な脱線」と見なした（同典拠 757 頁）。地方裁判所の判決がシャーマン法の範囲を超えていると判断し、我々はこれを取消す。

I

A

1985 年に設立されたクアルコムは、自社を「世界をリードする携帯電話技術企業」と呼んでいる。過去数十年にわたり、同社は最新通信システムの基礎をなす技術革新に多大な貢献をしてきた。同社の技術には、最新の携帯電話および「スマートフォン」で実施される標準規格である、第 3 世代（「3G」）CDMA および第 4 世代（「4G」）LTE 通信規格などが含まれている。

クアルコムは、特許を通じて自社の技術革新を保護し、そこから利益を得ている。クアルコムは、自社特許技術を1つ以上使用する製品（通常は携帯電話だけでなく、スマートカーおよびその他の携帯アプリケーションも含まれる）を有する商標製品製造業者（「OEM」）に自社特許をライセンス供与している。

クアルコムの特許には、セルラー標準必須特許（以下「SEP」）、非セルラーSEP、および非SEP等がある。セルラーSEPとは、国際標準設定組織（「SSO」）が新世代の各通信技術に実施する技術標準に含めることを決定した技術特許である。標準開発組織（SDO）とも呼ばれるSSOは、「異なるメーカーの製品が互換性を有することを保証するために技術仕様を確立する」業界関係者による国際的な共同機関である（マイクロソフト対モトローラ、合衆国控訴審裁判所判例集第3版696巻872・875頁、第9巡回区、2012年、以下「マイクロソフトII」、マーク・A・レムリー『知的財産権と標準設定組織』を引用、カリフォルニア州法律評90巻1889頁、2002年）。セルラーSEPは、特定の通信標準を実施するためにするために必須となる。SEP保有者が自社ライセンスの供与を選択的に拒否することで、業界関係者が標準を実施できない可能性があることから、SSOは特許保有者に対し、各社特許が標準に組み込まれる前に、公正・合理的・かつ非差別的な（「FRAND」）条件で各社SEPを供与する約束をするように要求している。¹

¹ 概略についてはジョシュア・D・ライト、『SSO、FRAND および反トラスト:不完全契約の経済からの教訓』を参照のこと（21 ジョージメイソン大学法学部、改訂、791頁、2014年、標準の選択と実施におけるSSOの役割、および反トラスト法がSSO契約プロセスの規制に役割を果たす（べき）か議論している）。

クアルコムの SEP およびその他の特許の一部は、CDMA 技術およびプレミアム LTE 技術、つまり携帯デバイスが 3G・4G セルラー網で通信する方法に関連している。同社のその他の特許は、マルチメディア、カメラ、位置検出、ユーザーインターフェース等の、その他のセルラーおよび非セルラーのアプリケーションおよび技術に関連している。クアルコムは通常、自社特許を個別にライセンス供与する代わりに、顧客にさまざまな「特許ポートフォリオ」の選択肢を提供している。これにより、顧客／ライセンシーは、3 種類すべてのクアルコム特許 (SEP、非セルラーSEP、非 SEP) に対して支払いを行い、それらを実施する権利を得ている)。

クアルコムの特許ライセンス事業は非常に収益性が高く、同社の企業価値の約 3 分の 2 を占めている。しかし、クアルコムはワントリックポニー (1 つしか才能のない者) ではない。同社は、セルラーモデムチップの製造販売も行っている。セルラーモデムチップとは、セルラーデバイスが CDMA およびプレミアム LTE 技術を実施できるようにするハードウェアであり、これによりセルラー網間での相互通信が可能となる。² このことが、広範なセルラーサービス業界でクアルコムを特殊な存在にしている。ノキア、エリクソン、インターデジタル等の企業は、同等の SEP ポートフォリオを保有するものの、モデムチップ市場ではクアルコムと競合していない。一方、ディアテック、ハイシリコン、サムスン LSI、ST エリクソン、VIA テレコム (2015 年にインテルが買収) など、モデムチップ市場でのクアルコムの主要な競合は、

² クアルコムのライセンス事業とモデムチップ事業は、次の 2 つの異なる部門で運営されている (1) クアルコムテクノロジライセンス (クアルコムの特許ポートフォリオへのライセンス付与と、それらのライセンスに対するロイヤリティ料率を決定する) (2) クアルコム CDMA テクノロジー (クアルコムの CDMA・プレミアム LTE モデムチップの製造、価格決定、販売を担当する) (同典拠 669~75 頁)。

同等の SEP ポートフォリオを現在保有せず、過去に保有した実績もない。³

クアルコムのモデムチップ事業は、同社のライセンス事業と同様、非常に成功している。2006年から2016年まで、クアルコムは CDMA モデムチップ市場で 90%以上のシェアを持つなど独占力を有していた。2011年から2016年まで、クアルコムはプレミアム LTE モデムチップ市場で 70%以上のシェアを持つなど独占力を有していた。この期間中、クアルコムはその独占力を利用して、「自社のモデムチップに独占的な価格を設定した」（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 800 頁）。しかし 2015 年頃になると、インテルおよびメディアテックなどの競合他社が競争にうまく参加する方法を見つけたため、モデムチップ市場でのクアルコムの独占的な地位は後退し始めた。2017 年～2018 年の予測では、クアルコムは CDMA モデムチップ市場で約 79%、プレミアム LTE モデムチップ市場で約 64%のシェアを維持している。⁴

B

クアルコムは、自社の特許ポートフォリオを OEM レベルで限定的にライセンス供与し、CDMA および LTE の特許ポートフォリオへのロイヤリティ料を最終製品の販売価格に対して設定している。

³ この一般的なパターンに対する唯一の部分的な例外は、現在は解消されたモデムチップ供給業者の ST エリクソンである。ST エリクソンは、大規模な SEP ポートフォリオを持つエリクソンと ST マイクロエレクトロニクスとの合弁会社であった。同社は 2013 年に解消された（TCL コミュニケーションテクノロジーホールディングス対エリクソンの判示を参照、事件番号 CV15-2370JVS (DFMx)、ウエストロー 2018 年度版 4488286、*44 頁、カリフォルニア中央地区、2018 年 9 月 14 日、一部取消し、一部無効、連邦控訴審裁判所判例集第 3 版 943 巻 1360 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2019 年）。

⁴ クアルコムによると、プレミアム LTE モデムチップのシェアは 2017 年に 50%を割り込んだ（控訴人冒頭摘要書 118 頁）。

本慣行は、クアルコムに特有のものではない。地方裁判所が認定したように、「クアルコムの後を追って、ノキアおよびエリクソンのような他の SEP ライセンサーは、OEM のみにライセンスを付与する方が有利であると判断し、それに応じて慣行を構築している」⁵ (同典拠 754～55 頁)。OEM レベルのライセンス供与により、これらの企業は各社の特許技術に対して最大の価値を得ることができるほか、「特許製品に対する当初の販売許可（またはライセンス）が、その製品に付随するすべての特許権を終了させる」という特許権消尽問題を回避できる（クアンタ・コンピュータ対 LG エレクトロニクス、米国最高裁判所判例集第 553 卷 617・625 頁、2008 年；アダムス対バークも参照、合衆国判例集第 84 卷 453・457 頁、1873 年、特許製品が「一旦合法的に製造・販売された場合、特許権者または譲受人もしくは実施権者の利益を守るため、その使用を黙示的に制限するものはない」とされている）。これにより、クアルコムが製造工程の「上流」で競合チップ供給業者に SEP をライセンスした場合、競合他社が OEM に製品を販売すれば、その特許権が消尽してしまうことになる。そうになると OEM がクアルコムに特許ライセンス料を支払う動機がなくなる。

⁵ ノキア等の企業によると、OEM レベルでのライセンス供与は現在、業界の標準となっている（法廷助言人ノキア・テクノロジーズ Oy 摘要書 4 頁参照、「部品レベルでライセンスを要求することは業界の規範に反し、ATIS と TIA の IPR ポリシーが【他の SSO ポリシーと】矛盾することになり、他の SEP 保有者および業界全体に意図しない結果をもたらす可能性がある」；法廷助言人ドルビーラボラトリーズ摘要書 16 頁、「何千もの SEP ライセンスを保有するドルビーは、一貫して SEP の FRAND ライセンス供与を最終製品レベルで実施してきた」；法廷助言人コンチネンタル・オートモーティブシステムズ・デンソー摘要書 1～2 頁も参照、スマートフォン業界と同様に、多くのセルラー SEP 保有者は、自動車業界でのライセンス供与を消費財メーカー（ここではビッグ 3 およびその他の自動車メーカー）のみに限定している。つまり、アミーチのような上流メーカーが孤立している）。

競合他社の製品により消尽された特許を「下流」で受け取ればよいからである。⁶

競合チップメーカーは、クアルコムの SEP の多くを必要に迫られ実施しているため、クアルコムはこれらの企業に「CDMA ASIC 契約」と呼ばれるものを提供している。これによりクアルコムは、ライセンスのない OEM に自社チップを販売しないことを競合チップメーカーに約束させる代わりに、自社の特許権を行使しないことを約束している。⁷ 基本的に特許侵害補償として機能するこれらの契約には報告義務が盛り込まれており、クアルコムは競合他社が様々な OEM と締結するチップ供給契約の詳細を知ることができる。しかしこれらの契約は、クアルコムの競合他社がクアルコムの SEP をロイヤリティ無償で実施することを許可するものでもある。

クアルコムは、このような慣行を、いわゆる「ノーライセンス・ノーチップ」方針として強化している。

⁶ 「上流」と「下流」という用語は、携帯電話などの消費者向け製品の製造チェーンを指す。これは、最終製品が形になるまで、各社が生産した部品を順次搭載していき、最終的には OEM (チェーンの中で最も「下流」のメーカー) から消費者に直接販売されるものである (MEMC エレクトロニクスマテリアルズ対三菱マテリアルズ・シリコン、控訴審裁判所判例集第 3 版 420 巻 1369・1372・1374 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2005 年、半導体に使用されるシリコンウェハの上流および下流製造工程を説明している)。

⁷ エリクソン対 D リンクシステムズを参照 (控訴審裁判所判例集第 3 版第 773 巻 1201・1209 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2014 年、「規格の下では、装置類に特定の技術を利用する必要があるため、規格に準拠した装置は、必然的に規格に組み込まれた技術範囲を網羅する特許の特定の特許請求項を侵害する」)。1990 年代には、クアルコムは競合チップ供給業者に「無消尽ライセンス」を提供し、チップセットの売上げに応じてロイヤリティを課していた (クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 673・754 頁)。クアルコムによれば、これらは実際には「チップメーカーとの間で締結された、ロイヤリティを伴う非消尽契約であり、チップメーカーの [OEM] 顧客には権利付与しないことが明示されたものである」としている。(控訴人冒頭摘要書 45 頁)

この方針の下でクアルコムは、同社 SEP を実践するライセンスを取得していない OEM にモデムチップを販売することを拒否している。そうでなければ、特許消尽の理由から、クアルコムからチップを購入する OEM は、チップに搭載される CDMA 技術およびプレミアム LTE 技術に対するクアルコムの特許権が消尽したと主張し、ライセンスの取得を拒否することができる。これではクアルコムが自社特許から最大の価値を得られないだけでなく、OEM がライセンスされていない競合他社のチップを購入および使用するために、より多くの費用（ライセンス料）を支払わなければならないという結果を招くことになる。むしろ、クアルコムの慣行は、総合すれば「チップ供給業者に中立」である。つまり OEM が、チップ調達先にかかわらず、クアルコムに同社特許ポートフォリオの単位当たりのライセンス料の支払いをするというものである。

クアルコムは、自社ライセンス事業およびモデムチップ事業を通じてセルラー技術市場で大きな存在感を示すようになったが、OEM ではない。つまり、クアルコムは、消費者が購入および使用する携帯電話などの最終製品（スマートカーなど）を製造・販売していない。したがって、これらの製品市場では、アップルおよびサムスンのような OEM とは、反トラスト上「競合」しない。むしろ、これらの OEM はクアルコムの顧客である。⁸

⁸サムスは、クアルコムの OEM 顧客であり、モデムチップ市場での競合相手でもある（サムスン LSI は、サムスンのモデムチップ部門である）という点で、本ルールの唯一の例外である（合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 746・750 頁）。しかし、サムスン LSI はチップを外部に販売していないため、「サムスンはモデムチップを外部 OEM に販売する [クアルコムの] 競合相手ではない」としている（同典拠 750 頁）。

C

過去数十年間、ライセンス事業とモデムチップ事業の成功により、クアルコムは市場シェアを徐々に拡大してきた。そのため OEM 顧客および競合チップメーカーは、同社のビジネス慣行に不満を抱くようになっていた。こうした苦情の対象となったのは、OEM レベルでのライセンス供与のみを行い、競合チップメーカーへのライセンス供与を拒否するというクアルコムの慣行、ライセンス供与にかかるロイヤリティ料、「ノーライセンス・ノーチップ」方針、およびこれらの方針および慣行を擁護するための時折攻撃的な同社の防御姿勢などである。クアルコムの顧客は、仲裁請求、交渉、チップ供給業者変更の脅し、および訴訟などを通じて、同社の価格設定を「規律」しようとしたことがあった。このような動きに対して通常は、クアルコムとの間で和解ならびにライセンス契約およびチップ供給契約の再交渉が行われた。OEM がより安価なモデムチップの選択肢を求めて相変わらず代替調達先を探していたにもかかわらずである。

モデムチップ市場におけるクアルコムの競合他社は、クアルコムのビジネス慣行、特にライセンス供与の拒否により、OEM 顧客基盤を開拓・維持する能力が妨げられ、成長が制限され、市場参加が遅延または妨害され、場合によっては市場から完全に撤退せざるを得なくなった、と主張している。これらの競合他社は、この結果が単に反競争的であるだけでなく、クアルコムが「すべての申請者に」FRAND 条件で自社 SEP ライセンスを供与するという、2つのセルラーSSO（電気通信標準化連合「ATIS」および電気通信工業会「TIA」）との契約違反を犯していると主張している。⁹クアルコムは、同社には競合他社と取引する反トラスト上の義務はなく、

⁹TIAの契約では、クアルコムは同社のSEPを「合理的で差別的でない条件のもとで、すべての申請者が利用できるようにする」ことに合意した。

OEM 製品（携帯電話、タブレットなど）だけが同社の SEP で実現された標準を「実行」または「実装」しているという理由で、OEM レベルでライセンス供与することは、SSO 誓約を順守していると主張している。さらにクアルコムは、競合チップメーカーに対して特許権を行使しないことにより TIA および ATIS の要件を実質的に満たしていると主張している。

2011 年と 2013 年、クアルコムはアップルとの間で契約を締結した。アップルが iPhone モデム用チップをクアルコムから独占的に調達するというもので、毎年一定量のチップを購入することを条件に、数十億ドルの報奨金をアップルに提供する契約である。ここでも、インテルなどの競合他社、およびインテルを代替チップ供給業者として使用することに興味を持っていたアップル自体が、クアルコムが CDMA およびプレミアム LTE モデムチップ市場で独占を維持ように仕組まれた反競争的なビジネス慣行に従事しており、競合他社の競争を不可能にしていると訴えている。¹⁰

それは、規格実施の使用分野において、規範部分のいずれかまたはすべてを実施するために必要な範囲内に限られる（FTC 対クアルコム、事件番号 17-CV-00220-LHK、ウエストロー2018年度版 5848999、*3 頁、カリフォルニア北部地区、2018 年 11 月 6 日）。ATIS 契約の下で、クアルコムは、SEP を「標準を実施する目的でライセンスを利用したい申請者が（中略）不当な差別が明らかでない、合理的な条件で利用できる」ようにすることを約束した（同典拠）。

¹⁰2013 年の契約では、クアルコムはアップルに対して、クアルコムチップを搭載して販売された iPhone1 台につき 2.50 ドル、クアルコムチップを搭載して販売された iPad1 台につき 1.50 ドルの「マーケティング資金」（実質的にはチップに対する販売奨励金）と、Apple が 2015 年と 2016 年に少なくとも 1 億個のクアルコムチップを購入することを条件とした、数億ドルの「奨励金」とを支払った（合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 732 頁）。同契約には「クローバック条項」が含まれており、アップルがクアルコムのチップを使用していない装置を販売した場合、

2014年、アップルはこれらの契約を解除し、2016年モデルのiPhone用にインテルからモデムチップを調達することを決定した。

D

2017年1月、FTCは、クアルコムの相互関連する方針および慣行が競合他社を排除、かつモデムチップ市場での競争を害し、これがFTC法第5条(a)項、合衆国法律集15巻第45条(a)、シャーマン法第1条・第2条、および合衆国法律集15巻第1条・第2条に違反しているとして、衡平法上の救済を求めてクアルコムを提訴した。10日間にわたるベンチトライアルの結果、地方裁判所は、「クアルコムのライセンス供与行為が、シャーマン法第1条に基づく不合理な取引制限であり、シャーマン法第2条に基づく排除的行為である」との結論を出した¹¹(クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第3版411巻812頁、合衆国対マイクロソフトを引用、控訴審裁判所判例集第3版第253巻34・58～59頁、合衆国控訴審裁判所コロンビア特別区、2001年)。地方裁判所は、クアルコムの核となるビジネス慣行に対して世界規模の終局的差止命令を出した(同典拠820～824頁)。

地方裁判所の判決には、本質的に5つの事実と法律が混在している。(1)クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針は、「OEMに対する反競争的行為」および「特許ライセンス交渉における反競争的慣行」に相当する。(2)クアルコムが競合チップメーカーにライセンス供与を拒否したことは、FRAND誓約とシャーマン法第2条に基づく反トラスト取引義務の両方に違反している。

アップルが奨励金だけでなく、1台ごとのマーケティング資金のすべてまたは大部分をクアルコムに返済しなければならなかった(同典拠)。

¹¹ 地方裁判所は、クアルコムがシャーマン法に違反し、それゆえにFTC法(シャーマン法違反を含む「不当な競争方法」を禁止する法律)に違反していると判断したため、クアルコムの行為が単独でFTC法違反に該当するかどうかについては論じられていない(同典拠683頁)。

(3) クアルコムとアップルの「独占的な取引」は、モデムチップ市場の「実質的なシェア」を独占し、シャーマン法の両条項に違反している。(4) クアルコムのロイヤリティ料は、特許価値ではなく、同社の市場シェアおよび携帯端末の価格を不当に基準にしているため「不当に高い」。(5) クアルコムのロイヤリティは、「ノーライセンス・ノーチップ」方針と相まって、競合他社の販売に「人為的かつ反競争的な課徴金」を課し、「競合他社のモデムチップの実質価格を上昇させ」、反競争的な独占性をもたらしている(クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第3版411巻697～98・751～62・766・771～92頁、典拠省略)。地方裁判所は、「総合的にみて」、これらの方針および慣行が「クアルコムの競合他社が克服できない人為的な障壁を生み、その結果、競争を促進するものではない」と判断している(同典拠797頁)。

地方裁判所は、「[クアルコムの]慣行が競合他社の事業のあらゆる面を攻撃し、実力競争を阻害することで競争を阻害し、それにより消費者を害している」と結論付けている。(同典拠)。

¹² 地方裁判所は、クアルコムのSSO誓約では競合するモデムチップ供給業者に同社SEPをFRAND条件でライセンス供与することが契約上必要とされているかどうかの問題について、部分的略式判決を求めるFTCによる公判前申立てを認めた(2018年度版ウエストロー5848999、*1・15頁)。地方裁判所は、「第9巡回区の判例が、クアルコムのFRAND契約には競合するモデムチップ供給業者を含むすべての参入者へのライセンス供与義務が含まれることを立証している」と結論づけた(同典拠*10頁、マイクロソフトIIを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第3版696巻876頁、標準的な必須特許の知的財産権を保有する会員に、それらの特許を「合理的で非差別的」、またはRAND条件の下、すべての参入者にライセンス供与することに同意させることで、特許滞留の脅威を緩和しようとするSSOは多い」と指摘している)。(上記レムリー、1902・1906頁の引用；マイクロソフト対モトローラ、合衆国控訴審裁判所判例集第3版第795巻1024・1031頁、第9巡回区、2015年、以下「マイクロソフトIII」、「SEP保有者は、RANDレートを支払うことを約束するメーカーへのライセンスを拒否することはできない」)。

(マイクロソフトを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 巻 58 頁)。したがって、地方裁判所は、「市場力に加えて、申立ての制限が競争を阻害する証拠」を立証したことにより、FTC がシャーマン法に基づく立証責任を果たしたと判断した(同典拠 804 頁、オハイオ州対アメリカンエクスプレスを引用、合衆国最高裁判所判例集 138 巻 2274・2284 頁、2018 年)。さらに、地方裁判所は、クアルコムの行為が「独占力の維持(中略)に大きく貢献可能であると合理的に見受けられる」ことから、同社の行為と反競争的損害との間に因果関係を「推論」できるとした(同典拠 804~05 頁、原文に変更あり、マイクロソフトを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 巻 79 頁)。

クアルコムは時機を得て控訴した。クアルコムは、地方裁判所によるシャーマン法判決の取消し、ならびに地方裁判所の差止命令およびクアルコムの SSO 誓約に関する略式判決を無効とし、後者の再審理を求めている。以下の理由により、我々は、地方裁判所のシャーマン法判決および世界規模の差止命令を取消す。本取消しは、競合チップ供給業者へ SEP ライセンスを供与するというクアルコムの契約上の義務に関する地方裁判所の部分的略式判決の許可に依存していないため、問題の実体を論議する余地がある。そのため我々は、この命令を無効とする。¹³

¹³ 上記脚注 12 参照。FTC は、訴状の中でクアルコムの FRAND 誓約を取り上げ、「クアルコム社が FRAND 誓約に反してベースバンドプロセッサの競合メーカーへのライセンス供与を拒否することで、競合他社の売上げに負担をかけ、自社の独占を維持する能力に寄与している」と論議したが、訴状自体は、反トラスト違反を主張し、「クアルコムによる FTC 法とシャーマン法違反の救済および再発防止するために必要な」衡平法上の救済を要求しているにすぎない。

II.

反トラスト法は、特許法と同様「イノベーション・産業・および競争を促進することを目的とする」（*アタリゲームズ対任天堂アメリカ*、合衆国控訴審裁判所判例集第2版第897巻1572・1576頁、連邦巡回区控訴裁判所、1990年、*ロックタイト対ウルトラシール*引用、合衆国控訴審裁判所判例集第2版第781巻861・876～77頁、連邦巡回区控訴裁判所、1985年）。「抵触する内容があるものの（中略）特許法と反トラスト法の中心的な目標は、競争経済を通じて公共の利益を促進することである。」（*インターナショナルウッドプロセッサ対パワードライ*、合衆国控訴審裁判所判例集第2版792巻416・427頁、第4巡回区、1986年；*アメリカンエクスプレス*も参照、合衆国最高裁判所判例集138巻2290頁、「やはりブランド間競争の促進こそが、反トラスト法の第一目的である、原文に若干変更あり、*リージックリエイティブルゼザープロダクツ対PSKS*を引用、米国最高裁判所判例551巻877・890頁、2007年）。実際、特許法と反トラスト法が交差する事件を頻繁に審議している連邦巡回控訴裁は、「特許法と反トラスト法は補完的なものであり、特許制度は投資ベースのリスクを調整することで発明と新製品の市場投入を奨励し、反トラスト法は産業競争を促進する役割を果たしている」とコメントしている（*インターグラフ対インテル*、合衆国控訴審裁判所判例集第3版195巻1346・1362頁、連邦巡回区控訴裁判所、1999年、*ロックタイト*引用、合衆国控訴審裁判所判例集第2版第781巻866～67頁）。

反トラスト法の中でも、シャーマン法（合衆国法律集15巻第1条、第2条）は、「経済的自由および自由企業システムの保全にとって」特に重要である（*合衆国対トプコアソシエイツ*、合衆国判例集405巻596・610頁、1972年）。競争を抑制し市場を完全にコントロールする力を持つ信託および独占の出現が国民の大きな懸念となっていた1890年にシャーマン法は制定された。

シャーマン法は、取引のルールとして自由で制限されない競争を維持することを目的とした自由経済の包括的な憲章として策定された。

それは、競争力の自由な相互作用が、経済資源の最適な配分、最低価格、最高品質、および最大の物質的進歩をもたらすと同時に、民主的な政治・社会制度の維持を助長する環境を提供するという前提に基づいている。

(ノーザンパシフィック鉄道対合衆国、合衆国判例集 356 巻 1・4 頁、1958 年)。これらの目標を追求するために、シャーマン法は、「あらゆる企業に保証された(中略)競争する自由、活力・想像力・献身・創意工夫など、奮い起こせるあらゆる経済力を主張する自由」を保護している(トプコアソシエイツ、合衆国判例集 405 巻 610 頁)。

A

シャーマン法の第 1 条は、「複数州間の取引または商業を制限する契約、信託その他の形態での同盟、または共謀」を禁止している(合衆国法律集 15 巻第 1 条)。最高裁判所は、「シャーマン法が成立した当時の本国の判例法および制定法を鑑みると、『取引の制限』という文言は、『不当な制限』を意味すると読み取るのが最善であると長らく認識してきた」と述べている(アメリカンエクスプレス、合衆国最高裁判所判例集 138 巻 2283 頁、原文に変更あり、*N.J.スタンダードオイル対合衆国*を引用、合衆国判例集 221 巻 1・59~60 頁、1911 年；*ステートオイル対カン*も参照、合衆国判例集 522 巻 3・10 頁、1997 年、シャーマン法第 1 条が「不合理な制限のみを違法化する」と理解されていることに注目している、強調追加、典拠省略)。そのため、「第 1 条に基づく責任を確証するには、原告は (1) 契約の存在、および (2) 契約が取引を不当に制限するものであったこと、を証明しなければならない。」

エアロテックインターナショナル対ハニーウェルインターナショナル、合衆国控訴審裁判所判例集第3版836巻1171・1178頁、第9巡回区、2016年、強調追加、アメリカンニードル対ナショナルフットボールリーグを引用、合衆国判例集560巻183、189～90頁、2010年）。

「それ自体で不合理ではない制限は、合理性の準則に基づいて判断される」（アメリカンエクスプレス、合衆国最高裁判所判例集138巻2283頁、ビジネスエレクトロニクス対シャープエレクトロニクスを引用、合衆国判例集485巻717・723頁、1988年）。「合理性の準則の下では、裁判所は、市場力と市場構造を事実に応じて評価し、〔制限〕が競争に及ぼす実際の影響を評価する必要がある」（同典拠、原典に変更、強調追加、コッパーウェルド対インディペンデンスチューブを引用、合衆国判例集467巻752・768頁、1984年；ナショナルフットボールリーグの日曜チケット反トラスト訴訟も参照、合衆国控訴審裁判所判例集第3版933巻1136・1150頁、第9巡回区、2019年、「本ルールの下では、『事業特有の事実、制限の経緯、および制限を行った理由』を検討し、当該製品市場の競争に与える影響を判断する」、全米プロフェッショナルエンジニア協会対合衆国を引用、合衆国判例集435巻679・692頁、1978年）。「目標は、『消費者に有害な反競争的効果を持つ制限と、消費者にとって大きな利益につながる競争を促進する制限とを区別すること』である」（アメリカンエクスプレス、合衆国最高裁判所判例集138巻2284頁、原文に変更あり、リージנקリエイティブレザープロダクトを引用、合衆国判例集551巻886頁）。

例えば、アメリカンエクスプレスにおいて、最高裁は、原告が、アメリカンエクスプレスの加盟店契約内の反ステアリング条項（加盟店が顧客にVISAカードのように取引手数料の安い他のクレジットカードの使用を販売時に奨励することを禁止している）が、消費者に損害を与える反競争的な効果を有することを示す立証責任を果たせなかったと判断した（同典拠2280、2289～90頁）。その代わりに、アメックスの独自のビジネスモデルおよび

同社が依存する反ステアリング条項により、VISA カードおよびMastercardのような競合他社に適応と革新が強いられ、クレジットカード取引市場での競争が激化し、最終的には「クレジットカード取引の質と量が増加」したことで消費者に利益をもたらしたのである（同典拠 2290 頁）。言い換えれば、アマックス独自のビジネスモデルおよび同社が使用する反ステアリング条項により、一見反競争的に見えたものが、実際には競争力のある革新的なものであったということである。ただ市場がそれに適応する時間を要しただけであった。

原告は、制限が「反競争的效果を有することを『直接的または間接的』に証明できる」（アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 卷 2284 頁）。直接的な証拠としては、「実際に [競争に] 有害な影響を与えたことの証明」が挙げられる（同典拠参照、原文に変更あり、FTC 対歯科医産業連盟を引用、米国最高裁判所判例集 476 卷 447・460 頁、1986 年）。「例えば、関連市場での生産量の減少、価格の上昇、または品質の低下など」（同典拠、J.カリノーウスキ、『反トラスト法と取引規制』を引用、1 頁 § 12.02[2]、第 2 版、2017 年；クラフツマンリムジン対フォードモーター、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 491 卷 380・390 頁、第 8 巡回区、2007 年；ヴァージンアトランティックエアウェイズ対ブリティッシュエアウェイズ PLC、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 257 卷 256・264 頁、第 2 巡回区、2001 年）。間接的証拠には、「市場力の証明に加えて、異議を唱えられた制限が競争を阻害するという証拠が含まれる」（同典拠、カリノーウスキを引用 1 頁 § 12.02[2]；トップスマーケッツ対クオリティマーケッツ、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 142 卷 90・97 頁、第 2 巡回区、1998 年；フロリダ州スパニッシュブロードキャスティングシステム対クリアチャンネルコミュニケーションズ、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 376 卷 1065・1073 頁、第 11 巡回区、2004 年）。

ここで、シャーマン法第 1 条が協力的な反競争的行為を対象としているのに対し、第 2 条は独立的な反競争的行為を対象としている（アメリカンニードル、合衆国判例集 560 卷 190 頁）。同法は、「複数州間の取引および商業の一切の（中略）独占」を違法としている（合衆国法律集 15 卷第 2 条）。第 2 条の違反を立証するためには、原告は次の立証をしなければならない。

「(a) 関連市場での独占力の保有；(b) 当独占力の故意の取得または維持；および(c) 因果関係のある反トラスト上の損害」（ソマーズ対アップル、合衆国控訴審裁判所判例集第3版729巻953・963頁、第9巡回区、2013年、アライドオーソペディックアプライアンス対タイコヘルステアグループ LP、合衆国控訴審裁判所判例集第3版592巻991・998頁、第9巡回区、2010年、以下「アライドオーソペディック」）。「独占力の単なる保有とそれに伴う独占価格の請求は、[それ自体は] 違法ではなく、[むしろ] 自由市場システムの重要な要素である」（ベライゾンコミュニケーションズ対カーティス・V・トリニコ法律事務所 LLP、合衆国判例集540巻398、407頁、2004年、以下「トリニコ」）。「少なくとも短期的に独占的な価格を設定できる機会があることこそが、そもそも『商才』を惹きつけるものであり、それがイノベーションと経済成長を生み出すリスクテイクを誘発するのである」（同典拠）。

「技術革新への動機を保護するためにも、独占力の保有は、反競争的行為の要素を伴わない限り（第2条への）違法とは認められない」（同典拠）。したがって原告には、「独占力の反競争的な濫用やてこ入れ、または当該市場を独占しようとする侵略的もしくは排除的な手段」を立証することが求められる（アライドオーソペディック、合衆国控訴審裁判所判例集第3版592巻1000頁、フォアモーストプロカラー対イーストマンコダックを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第2版703巻534・545～46頁、第9巡回区、1983年；合衆国対グリーンネルも参照、合衆国判例集384巻563・570～71頁、1966年、独占力の「故意の取得」を「優れた製品、商才、または歴史的事故の結果としての開発」と区別している）。「独占者の行為を排除的と宣告するためには、独占者の行為が『反競争的効果』を伴わなければならない。すなわち、「競争過程を阻害し、それによって消費者を害しなければならない」（マイクロソフト、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻58頁）。「これとは対照的に、競合他社1社以上に損害を与えただけは十分ではない」（同典拠；スペクトラムスポーツ対マッキランも参照、合衆国判例集506巻447・458頁1993年、

反トラスト法が、「競争力の高い行為（どんなに激しいものであっても）を対象としておらず、競争自体を不当に破壊する傾向のある行為 [のみ] を対象としている」と指摘している）。

「消費者の選択肢を減らしたり、価格を上昇させたりする効果があるという主張は、競争上の損害を十分に主張するものではない。（中略） [なぜなら] いずれの効果も完全に自由で競争的な市場にふさわしいからである。」（*ブラントレイ対NBCユニバーサル*、合衆国控訴審裁判所判例集第3版675巻1192・1202頁、第9巡回区、2012年、典拠省略；*ブルックグループ対ブラウン&ウィリアムソンタバコ*も参照、*米国最高裁判所判例集* 509巻209・237頁、1993年）。「生産高が拡大していると同時に価格が上昇している場合、価格の上昇と製品需要の増加は比例している」。原告がシャーマン法違反を立証するためにはむしろ、人為的な拘束、または侵略的かつ排除的行為のいずれかに起因する市場競争力の低下によって消費者の選択肢が減少したこと、および価格が上昇したことを示さなければならない（*アメリカンエクスプレス*を参照、*米国最高裁判所判例集* 138巻2288頁、「当法廷は、生産量が制限されていたこと、および価格が競争水準を超えていたことを証明する証拠がなければ、価格および生産量のデータだけでは競争上の損害を推測することは『しない』」、*ブルックグループ*を引用、*合衆国判例集* 509巻237頁）。

さらに、特に技術市場における新しいビジネス慣行を「不合理であり、したがって違法であると結論付けるには、それらが引き起こした正確な害、およびそれらを使用するための事業場の理由について精査する必要がある」（*マイクロソフト*、*合衆国控訴審裁判所判例集*第3版253巻91頁ノーザンパシフィック鉄道を引用、*合衆国判例集* 356巻5頁）。「イノベーションには新しい製品およびビジネス慣行がつきものであるため、これらの慣行に対する裁判所および経済学者の最初の見解により、イノベーションが反競争的であり、反トラスト調査の対象として適切であるという歪んだ認識をさせてしまう可能性がある」（*ジェフリー・A・メイン&ジョシュア・D・ライト*『イノベーションと独占禁止の限界』、

比較法&経済学ジャーナル 6 巻 153・167 頁、2010 年；レイチェル・S・テニス&アレクサンダー・ベイアー・シュワブも参照『ビジネスモデルイノベーションと反トラスト法』、イェール法規ジャーナル 29 巻 307・319 頁 2012 年、「反トラスト派の経済学者および弁護士、裁判官が、新製品および商習慣を反競争的なものとして扱う傾向」があり、「急速に変化するダイナミックな市場で誤った判決を下す可能性が高い」と説明している。イノベーションが「経済成長と社会福祉に不可欠」であり、「誤った判決が消費者利益を大いに否定する」ため、特に技術市場において長期的な影響を及ぼす可能性がある」とされている)。

問題の反トラスト違反が第 1 条に基づく協力的な反競争的行為に当てはまるか、第 2 条に基づく独立的な反競争的行為に当てはまるかによらず、合理性の準則に基づく 3 段階立証責任移行型審査は本質的に同じである (スタンダードオイル対ニュージャージー州を参照、合衆国判例集 221 巻 61～62 頁；マイクロソフト、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 巻 58～59 頁)。第 1 条の下では、原告がまず「争点となっている制限が、当該市場で消費者に害を及ぼす実質的な反競争効果となる」ことを立証する責任を負う (アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 巻 2284 頁、カリノーウスキ 1 頁 § 12.02[1]を引用、P アリーダ&H・ホーフエンキャンプ、反トラスト法の原則 § 15.02[B]、第 4 編、2017 年、アリーダ&ホーフエンキャンプ；キャピタルイメージングアソシエイツ対モーホーク・バレーメディカルアソシエイツ、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 996 巻 537・543 頁、第 2 巡回区、1993 年)。「原告が立証責任を果たせば、立証責任は被告に移り、被告が制限により競争が促される根拠を示す」(同典拠、引用：カリノーウスキ 1 頁 § 12.02[1]；アリーダ&ホーフエンキャンプ § 15.02[B]；キャピタルイメージングアソシエイツ、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 996 巻 543 頁)。被告がその根拠を立証したら、立証責任は原告に戻り、原告は、より反競争的でない手段を通じて合理的に競争促進効率が達成できたであろうことを証明する」(同典拠、引用：カリノーウスキ 1 頁 § 12.02[1]；キャピタルイメージングアソシエイツ合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 996 巻 543 頁)。

同様に、「原告が反競争的効果を示すことによって原告が第 2 条に基づく一応の立証に成功した場合、独占者は、当該行為の『競争促進の正当性』を提案できる」（マイクロソフト、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 卷 59 頁、イーストマンコダック対イメージテクニカルサービスを引用、合衆国判例集 504 卷 451・483 頁、1992 年）。「独占者が競争促進の正当性を主張した場合、例えば効率性の向上および消費者への訴求力の向上などを理由に、その行為が実際に競争の一形態であると主張した場合には、原告に立証責任が戻り、原告はその主張に反論する」（同典拠）。原告が競争促進の正当性に反論できない場合、原告は「当該行為の反競争的弊害が、競争的利益を上回ることを立証しなければならない」（同典拠）。

第 1 条および第 2 条の下での立証責任移行型審査の類似性は、裁判所が各条項に関連する請求を同時に審理することが多いことを意味する。裁判所がシャーマン法違反の疑いを検討する際に、問題の行為が第 1 条に基づく反競争的行為ではないと判断した場合、裁判所は第 2 条に基づく行為を別途分析する必要はない（ウィリアムズ対 I.B. フィッシャーネバダ、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 999 卷 445～448 頁、第 9 巡回区、1993 年）。審査はほぼ同様であるが、原告は、第 2 条に基づく反競争的行為を通じた違法な独占維持を証明するために間接的な証拠を使用することはできない（ブロードコム対クアルコムを参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 501 卷 297、307～08 頁、第 3 巡回区、2007 年、間接的証拠による独占力の存在の立証と、第 2 条に基づく請求の第 2 要件である反競争的行為そのものの立証とを区別している）。この点において、第 1 条違反を立証するよりも、シャーマン法第 2 条の反トラスト違反を立証することの方が難しいが、裁判所は、第 2 条請求の第 3 要件である因果関係の要件は推論できるとも判断している（マイクロソフトを参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 卷 79 頁）。

B

「反トラスト事件においては、『有効競争分野』を意味する関連市場を正確に定義することが最初の一步となる」（アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 卷 2285 頁、典拠省略；イメージテクニカルも参照のこと、サービス対イーストマンコダック、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 125 卷 1195・1202 頁、第 9 巡回区、1997 年、「関連市場とは、意味のある競争が存在するとされる分野のことである」、合衆国対コンチネンタルカンカンパニーを引用、合衆国判例集 378 卷 441、449 頁、1964 年）。「裁判所は通常、関連市場の正確な定義がなければ、合理性の準則を適切に適用することはできない」（アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 卷 2285 頁）。そうでなければ、「競争を低下させる、または破壊する〔被告の〕能力を測る方法はない」ということになる（同典拠、原文に変更あり、ウォーカープロセスイクイップメント対フードマシーネリー&ケミカルを引用、合衆国判例集 382 卷 172・177 頁、1965 年）。さらに、反トラスト行為による損害を評価する際に、裁判所は「競争が制限された〔とされる〕市場における」反競争的な影響に焦点を当てなければならない」（アメリカンアドマネジメント対カリフォルニア州ジェネラルテレフォンカンパニー、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 190 卷 1051・1057 頁、第 9 巡回区、1999 年）。「違法とされる被告の行為から生じた損害であっても、他の市場で被った損害であれば、反トラストによる損害を被っているとはいえない」（同典拠；インターグラフを参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 195 卷 1353 頁、「禁止行為は競争相手に向けられたものでなければならず、競争を阻害することを意図したものでなければならず」と指摘している、強調追加、引用：スペクトラムスポーツ、合衆国判例集 506 卷 458 頁）。¹⁴

¹⁴ ただし、アメリカンアドマネジメントを参照（合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 190 卷 1057 頁、脚注 5、最高裁が「市場関係者の損害と『密接に絡み合う』損害を被った当事者に対して、市場関係者要件に限られた例外を設けている」と指摘している、ブルーシールド対マクレディを引用、合衆国判例集 457 卷 465 頁、1982 年）。

ここで、地方裁判所は、関連市場を「CDMA モデムチップの市場とプレミアム LTE モデムチップの市場」と正しく定義した（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 683 頁）。それにもかかわらず、クアルコムのビジネス慣行とその反競争的な影響についての分析は、これらの市場に留まらず、より広範なセルラーサービス市場全般にも目が向けられていた。よって、地方裁判所の判決の大部分は、クアルコムの競合他社ではなく、顧客である OEM に経済的な損害を与え、その結果、消費者の価格が上昇したとの疑惑を考慮したものである。これらの損害が実際に存在したとしても、「有効競争領域」における取引制限および排除的な行為を伴わないため、反トラスト上の「反競争的」ではない（少なくとも直接的には）」（アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 巻 2285 頁）。

地方裁判所が関連市場外の反競争的な影響を考慮したことは、その問題の枠組みおよび整理の仕方に反映されている。例えば、地方裁判所の合理性の準則による分析の最初の主要部分（「OEM に対する反競争的行為とその結果としての損害」）では、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針を通じた「OEM に対する反競争的行為」について詳細に説明している（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 697～744 頁）。しかし地方裁判所は、クアルコムがライセンスのロイヤリティ料率に「競合他社のモデムチップに課徴金を課し、それによって関連市場における自由で公正な競争を阻害している」という反競争的損害の中心理論を述べたが、簡潔に述べているにすぎない（同典拠 790～92 頁）。

また地方裁判所は、その分析全体にわたり、主に OEM に影響を与えたクアルコムのライセンス慣行と、モデムチップ販売（関連反トラスト市場）に関する慣行とを区別していなかった。これは間違いなく意図的なものであった。地方裁判所は、

クアルコムの様々な商習慣を「相互に関連して」おり、相互に強化し合っているとし、それらの反競争的效果を「複合的かつ「循環的」と表現している（同典拠 797～98 頁）。しかし、クアルコムの慣行が相互に関連していたとしても、関連市場以外の顧客および消費者に対する実際の被害およびその疑いは、反トラスト法の適用範囲を超えている。

III

よって我々は、クアルコムの慣行が有効競争分野、CDMA 市場およびプレミアム LTE モデムチップ市場になんらかの影響を与えているならば、その影響に論点を置き直した。我々はまず、クアルコムにはモデムチップ市場における直接の競合他社に SEP をライセンス供与する反トラスト上の義務があるとすると、地方裁判所の結論を検討する。次に、クアルコムのロイヤリティ料、「ノーライセンス・ノーチップ」方針、および 2011 年と 2013 年にアップルと締結した、2016 年以前の iPhone モデル用のモデムチップの全部または大部分をクアルコムから供給する契約を検討する。

分析を通じて我々は、地方裁判所の事実認定における明らかな誤りを検討し、また法律問題および法律と事実が併存する問題点の結論について再度検討する（ワンビーコンインシュランスインシュランス対 Haas インダストリー、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 634 巻 1092・1096 頁、第 9 巡回区、2011 年）。

A

「最高裁が繰り返し強調してきたように、[事業者は] 競合他社が好む条件で取引を行う義務はない」（エアロテックインターナショナル、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 836 巻 1184 頁、パシフィックベルテレフォン対リンクラインコミュニケーションズを引用、合衆国判例集 555 巻 438・457 頁、2009 年、以下「リンクライン」）。同様に、「シャーマン法は、『完全民間事業に従事している商人および製造業者が、取引相手に自由に独立した裁量権を行使するという、

長年認められてきた権利を制限するものではない』) 』として
いる (トリンコ、合衆国判例集 540 卷 408 頁、原文に変更あり、
合衆国対コルゲート、合衆国判例集 250 卷 300・307 頁、
1919 年; リンクライン参照、合衆国判例集 555 卷 448 頁)。

「原則として、事業主は、価格・条件・および取引条件と同様に、
取引相手を自由に選択できる」 (コルゲートを引用、合衆国判例集
250 卷 307 頁)。これは、シャーマン法を含む反トラスト法が「競争を
保護するために制定されたのであって、競合業者のために制定された
のではない」からである (ブラウズウィック対プエブロボウルオーマ
ット、合衆国判例集 429 卷 477・488 頁、1977 年、強調追加、
ブラウンシューカンパニー対合衆国を引用、合衆国判例集 370 卷
294・320 頁、1962 年)。または最近のもう少し面白い言い方を
すると、「競合業者は愛の祭典に参加する必要はない」 (エアロテック
インターナショナル、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 836 卷 1184
頁)。

反トラスト上の取引義務がないというこの一般ルール
の唯一の例外は、アスペンスキー対アスペンハイランズス
キーにおける最高裁判所の判決である (合衆国判例集 472 卷
585 頁、1985 年)。同事件において裁判所は、禁止された反競争的
行為に該当するのは次のような場合であると判示した。(1) 企
業が「一方的に」(中略) 自発的かつ有益な取引を終了させ
る」場合 (メトロネットサービシズ対クウェスト、合衆国控
訴審裁判所判例集第 3 版 383 卷 1124・1132 頁、第 9 巡回区、
2004 年)。(2) 「『競争を排除して長期的に高い利益を得る
ために短期的な利益を犠牲にする』ことしか根拠および目的
として考えられない」場合 (エアロテックインターナショナル、
合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 836 卷 1184 頁、メトロネッ
トサービシズを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 383 卷
1132 頁)。(3) 取引拒否をする製品に、被告が既存市場で他
の同様の立場の顧客にすでに販売している製品が含まれる場
合 (メトロネットサービシズを参照、合衆国控訴審裁判所判
例集第 3 版 383 卷 1132~33 頁)。最高裁判所は後に、アスペ
ンスキーの例外を「第 2 条違反の境界線の外側か、その付近
にある」と特徴付けた (トリンコ、合衆国判例集 540 卷 409
頁)。

クアルコムが競合チップ供給業者に消尽 SEP ライセンスの供与を拒否したことがアスペンスキーの例外に該当するという地方裁判所の結論は、クアルコムの商慣習とアスペンスキーで問題となった行為との間に重大な差異があることを無視している。またアスペンスキーの例外は稀な場合にのみ適用されるべきであるという *トリニコ事件* での最高裁の警告を無視している。結果として FTC はこの誤りを認めている。我々はこれに同意する。

第 1 に、クアルコムがチップメーカーレベルでライセンス供与を行っていた従来の慣行について、地方裁判所が「『自主的かつ収益性の高い取引の過程』を終了させた」としたのは誤りである（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 759～60 頁、メトロネットサービスを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 383 巻 1131 頁）。これを裏付ける証拠として地方裁判所は、記録証拠の 1 つである、クアルコムの弁護士からの、モデムチップ供給業者に対する 3% のロイヤリティ随伴ライセンスに関する電子メールを引用した。しかし、この電子メールは 1999 年に送信されたものである。これはクアルコムが CDMA モデムチップ市場で独占権を得る 7 年前である。さらにクアルコムは、競合チップ供給業者に消尽ライセンスを付与したことはないと主張している。代わりに 1999 年の電子メールにあるように、同社はチップメーカーとの間で「チップメーカーの顧客に権利付与しないことを明示した、非消尽かつロイヤリティを伴う契約」を締結していた（控訴人冒頭摘要書 45 頁）。

クアルコムによれば、同社は特許法の消尽論の発展に伴い本行為を停止した（例えば、クアンタ・コンピュータ合衆国判例集第 553 巻 625 頁、「特許済み品目が正規販売された時点で、その品目に関する全特許権が終了する」と指摘しており）、これによりクアルコムはロイヤリティ契約という形で「無消尽」ライセンスを提供できると主張することが難しくなった。記録および地方裁判所による事実関係の調査結果には、これらの主張を反証するものは何もない。FTC は、2006 年にクアルコムがモデムチップ市場で初めて独占力を獲得してから現在に至るまで、

OEM レベルではなくモデムチップレベルで消尽ライセンスを提供する慣行があったことを示す証拠を提示していない。

第 2 に、クアルコムが OEM レベルのライセンスに「切替えた」理由は、アスペンスキーの例外の第 2 要件である「競争を排除して長期的に高い利益を得るために短期的な利益を犠牲にする」ことではない（エアロテックインターナショナル、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 836 巻 1184 頁、内部引用符・典拠省略）。その代わりに、競争への影響にかかわらず短期的にも長期的にも「はるかに有利な」道を選択することで特許消尽法の変更に対応した（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 753 頁）。地方裁判所自体が、これがクアルコムの目的であったことを認め、次のように述べている。「クアルコムに追従して、ノキアおよびエリクソンのような他のライセンサーは、OEM のみにライセンス供与する方がより有利であると判断し、それに応じて慣行を構築している」（同典拠 754～55 頁）。クアルコムの目的は短期的にも長期的にもより大きな利益を得ることであったため、アスペンスキーの例外の第 2 要件は存在しない。¹⁵

¹⁵ 地方裁判所はその審査を通じて、利益を最大化したいという願望と「競争そのものを破壊する」という意図を混同している（スペクトラムスポーツ、合衆国判例集 506 巻 458 頁）。前述のように、反トラスト法の目的は、「利益」さらには「独占的な価格設定の機会」を見送ることを事業者に強要するものではない。これらがそもそも「『商才』を惹きつけるもの」なのだから（トリンコ、合衆国判例集 540 巻 407 頁）。ここでは、短期的にも長期的にも利益を最大化しようというクアルコムの願望は、地方裁判所による第 2 条に基づく反競争的行為の認定を支持するものではなく、それを揺るがすものである（ダグラス・H・ギンズバーグラ、第 2 節『マングルド』参照、『FTC 対クアルコムの取引義務、価格圧搾、および独占的取引』13 頁（ジョージメイソン大学、法と経済の研究論文シリーズ、論文

最後に、地方裁判所は、アスペンスキーの場合とは異なり、クアルコムが SEP ライセンス供与において、特定のチップ供給業者を選んで反競争的な扱いをしたという証拠を発見していない。アスペンスキーの被告は、他の任意希望購入者（他のスキー場を含む）にリフト券を販売しているにもかかわらず、競合する小規模スキー場に同じリフト券を販売することを拒否した。さらにこれは、競合する当該小規模業者を廃業に追い込むために意図されたものであった（合衆国判例集 472 巻 593～94 頁）。クアルコムは、モデムチップ市場における競合全社に対して OEM レベルのライセンスポリシーを平等に適用しつつ、これらの競合他社がクアルコムの特許を実施していても、それに対して特許権の行使をしていない（ロイヤリティフリー）。その代わりに、クアルコムは「CDMA ASIC 契約」を通じてこれらの競合他社に補償を提供している。これをアスペンスキー事件に当てはめれば、スキー客にリフト券を売るのを拒否した上で、とにかくリフトに乗らせることに相当する。したがって、クアルコムの OEM に対する方針が「ノーライセンス・ノーチップ」であるのに対し、競合チップメーカーに対する方針は「ノーライセンス・ノープロブレム（ライセンスがなくても問題なし）」と言えるだろう。クアルコムは、競合する全モデムチップメーカーに対して、後者の方針を中立的に適用しているため、アスペンスキーの第 3 要件は適用されない。

アスペンスキーの例外に必要な要件がいずれも存在しないため、全要件を満たさないことは言うまでもないから、クアルコムが競合他社のチップメーカーにライセンスを供与する反トラスト上の義務を負っているとした地方裁判所の判示は誤りである。我々は、クアルコムの

No.19～21、2019 年）（「地方裁判所は、被告企業が過去に交渉した全契約にアスペンスキーを適用し、現在の利益を向上させるためにビジネスモデルを変更したという証拠に直面しても、被告会社が利益を犠牲にする意思があったと推論することは、アスペンスキーを第 2 条の『境界線の外側に』大いに拡大解釈している」）。

OEM レベルのライセンス方針は、どんなに斬新なものであろうと、シャーマン法の反競争違反ではないと判示する。

B

アスペンスキーに基づき、クアルコムに反トラスト上の取引義務があるとした地方裁判所の結論に誤りがあることを認めた上でも、FTC はなお、クアルコムが第 2 条に違反して反競争的行為を行ったと判示できると主張している。FTC は、

(1) 「クアルコムは、SSO プロセスの一環として、競合他社との取引を自発的に契約締結しており、それ自体が通常の市場競争を逸脱している」こと、(2) これらの契約に対するクアルコムの違反は、「競合他社の機会を損なう傾向があり、実力競争を促進するものではない [という点] で、従来の第 2 条の基準を満たしている」と主張している（被控訴人摘要書 69・77 頁、カスケードヘルスソリューションズ対ピースヘルスを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 515 巻 883・894 頁、第 9 巡回区、2008 年）。我々はこれに同意しない。

仮に、クアルコムが SSO 誓約上、競合チップ供給業者にライセンス供与する契約上の義務を負っているという地方裁判所の判断が正しいとしても（本結論に到達する必要はなく、ゆえに到達しない）¹⁶、FTC は依然として、クアルコムによる契約違反の疑い自体が、どのように競合他社の機会を損なうのかを十分に説明していない。FTC は、本違反行為が「クアルコムが競合他社の顧客から課徴金を徴収することにつながった」と主張している（被控訴人摘要書 77 頁）。しかしこれは、競合チップメーカーではなく、それとは別の商慣行、ライセンスロイヤリティ、および OEM への損害の疑いを指している。いずれにしても、クアルコムのロイヤリティは、「競合他社の顧客」だけでなく、同社特許をライセンス供与している全 OEM からも徴収されるため、「チップ供給業者には中立」なものである。FTC が主張するところによると、

¹⁶ 上記脚注 12 及び 13 参照。

クアルコムの違反行為は「競合他社の参入および投資が抑制される」ため、競合他社に直接影響を与える（同典拠）。しかしこれは、クアルコムの「CDMA ASIC 契約」が、競合他社が下流 OEM にチップを販売する前に、クアルコムの SEP（ロイヤリティフリー）を実施できるようにすることで、事実上のライセンス（「ノーライセンス・ノープロブレム」）として機能していることを無視している。さらに、第 2 条違反を明らかにするためには、特定された反競争的損害は、単に競合他社だけでなく、競争自体に対するものでなければならない（マイクロソフト、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 253 巻 58 頁）。FTC は、このような競争上の損害を明らかにしていない。

OEM レベルのライセンス供与が実力競争を促進しないという FTC の結論は、2015～2016 年の間にメディアテックとインテルがモデムチップ市場に参入したことを否定しているだけでなく、OEM とチップレベルでのライセンス供与を同時に行うと、「多層階ライセンス供与」を行うことになり、非効率的であり利益の減少につながるという、クアルコムによる合理的で競争促進的な理由を十分に考慮していない。クアルコムの競争促進的な理由は、少なくとも他の 2 社（ノキアとドルビー）の SEP ポートフォリオがクアルコムと類似していることから裏付けられる。¹⁷ さらに批判的に言えば、FTC のこの主張は、

¹⁷ 法廷助言人ノキア・テクノロジーズ Oy 摘要書 18～19 頁参照、「SEP 保有者がエンドユーザー製品をライセンス供与するためのライセンス供与プログラムを構造化するには正当な理由がある」と指摘している。これには、「サプライチェーン内の複数地点におけるライセンス交渉・実行に伴う取引コストの削減および煩雑さの軽減」、「重複ライセンス供与の回避」、「サプライチェーン全体への SEP アクセスの迅速化」、および「例えば監査目的のための、実際にどの製品がライセンスされているかの可視性の向上」などが含まれる。法廷助言人ドルビーラボラトリーズ摘要書 28 頁、「SEP 保有者が部品供給業者にライセンス付与するよう強制することは、歴史的な先例と確立された慣行を妨害し、著しい非効率性と、商取引の流れの中にある製品が実際にライセンスを付与されているかどうかに関する透明性の欠如とをもたらすだろう」。

クアルコムの競争促進的な理由を検討しておらず、FTC が反競争的損害を立証するという最初の立証責任を果たさない限り、クアルコムに当該理由の立証責任が移ることはないとの認識を欠いている。FTC が合理性の準則の枠組みに基づく当初の立証責任を果たしていないため、我々は、クアルコムの OEM レベルのライセンス方針に対する競争促進的な弁明（いずれの場合も、現在の業界慣行に沿った合理的なものであると思われた）に対してあまり批判的でない。

FTC は、企業による SSO 宣誓違反が反トラスト違反レベルに達する可能性があるという議論の裏付けとして、ブロードコム対クアルコム（合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 501 巻 297 頁、第 3 巡回区、2007 年）を挙げている。しかし、クアルコムに対する以前の反トラスト訴訟でブロードコムが主張したのは、クアルコムが競合チップ供給業者に対して特許を行使せずに OEM レベルでライセンスを供与していたことではなく、クアルコムが意図的に SSO を欺いて SSO の規格に自社の特許技術の 1 つを導入させ、そのライセンスをクアルコム以外のチップセットを使用している競合他社および顧客に「差別的に高い」ロイヤリティ料で供与したことである（同典拠 304 頁）。ブロードコムの法廷は、クアルコムの「FRAND 条件で [SEP] をライセンスするという意図的になされた虚偽の約束と（中略）SDO がその約束に依存していたこと」、およびその後の差別的な価格設定が、クアルコムの訴え却下の申立てを覆すための、第 2 条に基づく「提訴可能な反競争的行為」を十分に提示している、と判断した（同典拠 314 頁）。

ここで地方裁判所は、クアルコム側で SSO を意図的に欺いたことも、クアルコムがクアルコム製以外のチップを使用している競合他社および OEM 顧客に差別的に高額なロイヤリティ料率を請求したことも

認めていない。それどころか、地方裁判所が「不当に高い」と判断した（本意見書の次項で詳説する）クアルコムの現在のロイヤリティ料が、OEM のチップ調達先にかかわらず、OEM 顧客が選択した特許ポートフォリオに基づいて決定されていることは議論の余地がない。さらに、競合チップ供給業者は、ロイヤリティを一切支払わずにクアルコムの SEP を自由に実施することが認められている。したがって、SSO 誓約違反が反トラスト上の違反にならない、という一般的なルールに対する第 3 巡回区の「意図的な欺瞞」の例外は、本件には適用されない。¹⁸

最後に、SSO・FRAND・および反トラストの行使において豊富な経験を持つ数名の学者および実務家による、説得力のある政策的議論を言及する。彼らは、技術革新を追求する民間当事者間の、本質的には契約上の問題である紛争の救済手段として反トラスト法を利用することに注意を喚起している。連邦巡回区控訴裁判所裁判官を退任したポール・R・ミシェル氏は、「契約法および特許法という正確なメスが有効であるのに、FRAND 紛争を解決するために反トラスト法のハンマーを使うのは間違いである」と主張している（法廷助言人ポール・R・ミシェル殿（退職）摘要書 23 頁）。

¹⁸ ライト、上記脚注 1・803 頁参照（「SSO 契約の違反は、たとえロイヤリティ料率を引き上げるものであっても、反トラスト法によって従来から非難されてきた競合間の談合的相互作用と何らかの形で類似している、またはそれが同様の経済効果を生み出すという主張を支持する経験的な証拠はない。さらに、裁判所はシャーマン法を解釈および適用する際には、この見解を一様に否定している。特に現在までのところ、欺瞞が市場力の獲得につながったことを証明することなく、SSO 契約違反、つまりシャーマン法違反を認めた事例は 1 件もないようである（ランバス対 FTC を引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 522 巻 456・466～67 頁、コロンビア特別区控訴審裁判所、2008 年、*上告却下*、米国最高裁判所判例集 555 巻 1171 頁、2009 年；ブロードコム合衆国判例集第 3 版 501 巻 310～12 頁を引用）

ミシェル元裁判官は、「反トラスト政策は市場競争を強化するための政策テコとしての役割を持っているが、FRAND 契約に関する世界で最も洗練された企業間の商業紛争を処理するには、契約法および特許法による規定の方が適切に整備されている」と述べている（同典拠 24 頁）。元 FTC 長官のジョシュア・ライト氏はこの意見に賛同し、「契約法および特許法の下で利用可能な救済措置の観点から、反トラスト法は個人当事者間の契約紛争を管理するのに適していない」と主張し、また「純粋な契約紛争に反トラスト上の救済措置を課すことは、標準設定機関に参加したり、イノベーションを商業化したりする動機付けを弱めるという点で有害な影響を与える可能性がある」と主張している（ライト、上記脚注 1・808～09 頁）。

要するに、FTC 自体も、ここでは適用されないと認めているアスペンスキーの例外を超えて、「企業は取引先を自由に選ぶことができ、その取引の価格および諸条件も自由である」という一般的なルールに追加の例外を採用すべきだという FTC の主張には納得できないということである（リンクライン、合衆国判例集 555 巻 448 頁、コルゲート引用、合衆国判例集 250 巻 307 頁）。したがって、クアルコムが同社 SEP を FRAND 条件でライセンス供与するという SSO 誓約に違反したとは認められない。違反があったと仮定しても、第 2 条に抵触する反競争的行為に相当するとは認められない。

C

我々は次に、連邦地方裁判所が主張した反競争的損害の第 1 理論「ライセンスロイヤリティ料率を介して、クアルコムが競合チップ供給業者に『反競争的課徴金』を課したこと」を取り上げる。地方裁判所によれば、

クアルコムの競合他社のチップを使用しても OEM にはロイヤリティが発生するため、

クアルコムは競合他社のチップ価格をコントロールすることが可能となる。このように、クアルコムの競合企業が販売するモデムチップの「オールイン」価格には事実上 (1) チップの公称価格と、(2) ロイヤリティ課徴金との 2 つの要素が含まれている。

(クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 卷 791 頁)。地方裁判所による本判決の中心要素は、クアルコムのロイヤリティ料が、(1) 「同社特許の公正価値」ではなく、不当にクアルコムの独占的なチップ市場シェアと携帯端末の価格を基準にしているため「不当に高い」こと、および (2) OEM のコストを押し上げ、OEM が余分なコストを消費者に転嫁し、携帯端末の他機能への投資を減らすことを余儀なくされているため、反競争的である、という地方裁判所の知見を前提としていることである (同典拠 773~90・795・820~21 頁)。FTC は、地方裁判所判決のこの点について同意している。クアルコムのロイヤリティ料に関する地方裁判所の「合理性」の判断は、誤りを是正するため事実審査すべきであると指摘し、本認定は「圧倒的な証拠に裏付けられていた」と主張している (被控訴人摘要書 44 頁、*フォークナー対ギブズ*を引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 199 卷 635・639 頁、第 9 巡回区、1952 年)。

我々は、地方裁判所の「反競争的課徴金」説は、反競争的損害に関する説得力のある理論を記載していないと判断する。それどころか、特許損害賠償額の算定に関する連邦巡回控訴裁判所の判例の誤解を前提とし、反トラスト法上の責任と特許法上の責任を混同しており、関連反トラスト市場の外にある「OEM に対する反競争的な損害」を不適切に考慮している。さらに、仮にクアルコムのロイヤリティ料が不合理であるという地方裁判所の結論を受け入れたとしても、

地方裁判所の課徴金説は、法律および論理の側面からも成立していない。

1

第一に、クアルコムのロイヤリティ料率が携帯端末の価格に基づいていることを理由としてクアルコムのロイヤリティ料率が「不合理」であるとした地方裁判所の判断は、「特許の切り分けルール」と販売可能な最小の特許実施単位（SSPPU）に関する連邦巡回控訴裁判所の判例を誤解している。地方裁判所は、「ロイヤリティは製品全体ではなく、一般的には〔SSPPU〕を基準とすることが求められている」との見解を示した（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第3版 411 巻 783 頁、レーザーダイナミックス対クアンタ・コンピュータを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第3版 694 巻 51・67 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2012 年）。続いて地方裁判所は、「モデムチップが（中略）セルラー携帯端末の中の『適切な〔SSPPU〕である』という主張について、未開示の地方裁判所の事件を引用した」、同典拠、GPNE 対アップルを引用、事件番号 12-CV-02885-LHK、ウエストロー2014 年度版 1494247、*13 頁、カリフォルニア北部地区、2014 年 4 月 16 日）。¹⁹ レーザーダイナミックスおよび GPNE に基づき、地方裁判所は「クアルコムには携帯端末全体のロイヤリティを課す権利はない」と結論付けた（同典拠）。

携帯電話のモデムチップが携帯電話の SSPPU であることを認めたとしても、地方裁判所の分析には根本的な欠陥がある。SSPPU の概念が「合理的なロイヤリティ」算定のためのルールであるとした前例はない。そればかりか、本概念は、陪審員が複雑な専門家の証言を考慮して特許損害を検討する際に、混乱を最小限に抑えるためのツールとして使用されるものである。エリクソン参照、合衆国控訴審裁判所判例集第3版 773 巻 1226 頁、SSPPU の概念は柔軟性のある証拠手段であり、

¹⁹GPNE は、地方裁判所の本件と同じ裁判官が主宰している。

特許損害賠償法の実質的な要素ではないと説明している；バーネット X 対シスコシステムズ、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 767 卷 1308・1327～28 頁、連邦巡回区控訴裁判所 2014 年、同様；レーガーダイナミックス、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 694 卷 68 頁、同様）。本事件は非陪審審理であったため、陪審員の混乱の可能性はなかった。

さらに、連邦巡回控訴裁判所は、「特許損害の算定には SSPPU の概念が必要である」という地方裁判所の判断の前提を否定している（コモンウェルスサイエンティフィック & 産業研究機構対シスコシステムズを参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 809 卷 1295・1303 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2015 年、「シスコが進めるルール、すなわちすべての損害賠償モデルを [SSPPU] で始めることを要求することは、実行不可能 [であり]、同等のライセンスに基づいて主張された特許を評価する方法論の承認前例と矛盾する。」、典拠省略）。連邦巡回控訴裁判所はまた、「見識ある当事者は日常的に商品の販売価格の一定割合として特許発明の価値を加味するライセンス契約を締結しており、『製品全体の市場価値を用いることは本質的に何ら問題ない』」としている（エックスマークマニュファクチュアリング対ブリッグス & ストラットンパワープロダクツグループ LLC、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 879 卷 1332・1349 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2018 年、原文に若干変更あり、ルーセント・テクノロジー対グレートウェイを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 580 卷 1301・1339 頁、連邦巡回区控訴裁判所、2009 年）。これらの法律と現行慣習に関する陳述は、特許権使用料が携帯端末の総額に基づき算定されてはならず、そうすることで反トラスト違反になる可能性があるという地方裁判所の結論に反している。

地方裁判所の「不合理なロイヤリティ料」の結論に関する第二の問題点は、ロイヤリティ料が特許の現在の本質的価値を正確に反映し、他社が自社の特許ポートフォリオに課す料率と一致しない限り、ロイヤリティが反トラスト上「反競争的」なものである、と誤って仮定していることである。地方裁判所も FTC も、

反トラスト法上でなく特許法上の問題である本主張を支持する判例法を提供していない（合衆国法典 35 巻第 284 条参照）。特許権者には、「侵害を補償するのに十分な損害賠償を受領する権利があるが、その金額は侵害者が発明を使用したことに対する合理的な使用料を下回らない」、強調追加）。我々は、企業が自社 SEP ポートフォリオの「公正価値」が、ライセンスロイヤリティ料という形態でその SEP に対して市場が喜んで支払うと思われる価格と一致することを証明できない場合には、反競争的行為を前提とする反トラスト上の責任論を採用することを拒否する。²⁰

最後に、ライセンスのロイヤリティ料率と特許ポートフォリオの「公正価値」との乖離が反トラスト上の「反競争的損害」に相当すると仮定しても、地方裁判所がここで特定した主な損害は、クアルコムにロイヤリティの支払いを同意した OEM、すなわち、クアルコムの顧客に対してであり、競合他社への損害ではないのだ。そのためこれらの損害は、「有効な競争領域」、つまり CDMA およびプレミアム LTE モデムチップの市場外にあり、これらの市場における競争に直接的な影響は与えなかった（ランバスを参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 522 巻 464 頁を参照）。「売主が確保した価格を引き上げる」など、顧客を害するような慣行が

²⁰ クアルコムと数名の法廷助言人は、地方裁判所がロイヤリティの合理性を判断するために適切な法的基準を適用しなかったこと、すなわち「権利主張者が定めたロイヤリティを使用する」ことによって、破棄すべき法的過誤を犯したとも主張している（控訴人の答弁要約書 16~17 頁、ポートランド合衆国国立銀行対アメリカファブリカブルを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 235 巻 565・568 頁、第 9 巡回区、1956 年；例えば、法廷助言人ポール・R・ミシェル殿（退職）摘要書 18~22 頁も参照、「確立されたロイヤリティ」ルールを強調した連邦巡回控訴裁判所の多数の判例を論じ、地方裁判所がこの豊富な判例を認知していないことを批判している）。我々の判断は、反トラスト法上でなく特許法上の問題となる、ライセンス保有者のロイヤリティの「合理性」によらないため、地方裁判所が本件で合理性を評価するために使用した方法が誤っていたかどうかを判断する必要はない。

「競争を害することなく行われるものである場合、それは反トラスト法の範囲を超えている」と指摘している、*NYNEX 対 ディスコン*による、合衆国判例集 525 巻 128・136 頁、1998 年、「消費者の損害が、競争力の低い市場というよりも（中略）むしろ合法的に独占者の手に委ねられている市場力の行使から自然に生じたものであり（中略）それが、規制機関を欺いて規制機関が〔独占者による〕独占力の行使をコントロールできないように働きかけられた」場合には、シャーマン法違反の範疇ではない。

2

クアルコムのロイヤリティ料が「合理的」であるかどうかにかかわらず、地方裁判所が、これらのロイヤリティが競合他社のチップ販売に対する「人為的課徴金」に該当すると認定したのは誤りである（*カルデラ対マイクロソフト*、合衆国地方裁判所判例集第 2 版 87 巻 1244 頁、ユタ地区、1999 年、地方裁判所が課徴金理論のために依拠した主な事件で、マイクロソフトは OEM に「マシンに MSDOS および他の OS が含まれているかどうかにかかわらず、OEM が出荷した全マシンに対してロイヤリティを支払うように要求した」、同典拠 1249～50 頁）。その結果、OEM は、製品の一部にマイクロソフトの OS だけをインストールすることを選択しない限り、製品群の一部に 2 種類のロイヤリティを重複して支払わなければならないことになった（同典拠 1250 頁）。このように、マイクロソフトの方針は、最終製品（マイクロソフト以外の OS がインストールされたコンピュータ単体）にマイクロソフトの付加価値が含まれていない場合であっても、競合他社のソフトウェアに露骨な負担を強いるという「排除性の実質的な影響」を及ぼしたのである（同典拠）。*カルデラ*の法廷は、この隠れた課徴金は、マイクロソフトの独占性を確保することを目的とした同社の関連慣行と相まって、マイクロソフトの方針が第 2 条に抵触する反競争的な行為であるかどうかという問題についての、

マイクロソフトによる略式判決の申立てを却下するのに十分であると判断した（同典拠 1250～51 頁）。

クアルコムのライセンス料は、カルデラ事件で問題となったユニット単位の OS のライセンス料とは質的に異なる。クアルコムが自社の SEP を OEM にライセンスする場合、OEM がクアルコムのモデムチップを使用しているか、クアルコムの競合他社が製造・販売するチップを使用しているかにかかわらず、その特許ライセンスには価値がある（実際、OEM が自社の携帯電話製品を消費者に販売するために必要なものである）。また、一部の製品にマイクロソフト以外の OS をインストールした OEM が実際の OS と MSDOS（インストールされていない）の両方のロイヤリティを支払う必要があったカルデラとは異なり、本件では、OEM は、クアルコム以外のモデムチップを使用した場合、同社 SEP ライセンス料を重複して支払うことはない。したがって、マイクロソフトの慣行とは異なり、クアルコムの慣行は「独占性の実質的な効果」を有さない。FTC でさえ「本件はカルデラとは異なり、クアルコムが競合他社のチップが実施する特許を保有しており、クアルコムがそれらの特許の合理的な価値と同額のロイヤリティを徴収する権利があることに、誰も異論を唱えていない」ことを認めている（控訴人摘要書 39 頁）。

FTC は、訴状とその摘要書の中で、クアルコムが競合他社の販売に反競争的な課徴金を課しているのは、カルデラで述べたような理由ではなく、クアルコムがライセンス料を利用して自社のモデムチップに反競争的な超低価格を付けることで、競合他社の利益を圧迫し、その研究開発に必要な投資を妨げているからであると示唆している。²¹

²¹ クアルコムの主要な競争相手の 1 社であるインテルが本説を共有している（法廷助言人インテル摘要書 3～4 頁を参照、

しかし、このような「マージンの圧迫」は、リンクライン事件では反トラスト違反の根拠としては否定されている（合衆国判例集 555 巻 451～52・457 頁）。同件では、複数のデジタル加入者回線（DSL）高速インターネットサービスプロバイダーが、必要な電話回線および設備へのアクセスを、AT&T が高額な卸売価格で販売し、その利益を小売店での DSL サービスの超低料金に転嫁していると訴えており、DSL の競合他社が事実上市場から締め出されている（同典拠 442～44 頁）。裁判所は、原告による反競争的損害の主張を退け、AT&T には卸売レベルで競合他社と取引する反トラスト上の義務がないこと、および原告が小売レベルでの略奪的な価格設定（つまり原価を下回る価格設定）の証拠を提示していないことを判示した²²（同典拠 450～51 頁）。

本件では、FTC がクアルコムの略奪的な価格設定の証拠を提示しなかっただけでなく、地方裁判所による反トラスト分析全体が、クアルコムがモデムチップに独占価格を課しているという反対の問題を前提としている」（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 800 頁）。実際、地方裁判所は、クアルコムが価格を下げたのは、他社が CDMA モデムチップを市場に投入して効果的に競争したときだけであると、クアルコムを非難した（同典拠 688～89 頁）。

（クアルコムが「チップ収益の一部をロイヤリティ料にシフトさせ、特許使用料を過大に請求し、チップの価格を過少に設定している」とし、[これが]チップ市場における正常な競争プロセスを破壊するものである」と主張している）。

²² 裁判所はリンクライン事件において、「略奪的な価格設定の主張を立証するためには、原告は以下のことを立証しなければならない」と説明している。

- (1) 被告の主張する価格が競合他社のコストの適切な尺度を下回っていること。
- (2) 被告がその『投資』を原価以下の価格で取り戻すことができる『危険な可能性』があること」（合衆国判例集 555 巻 451 頁、ブルックグループを引用、合衆国判例集 509 巻 222～24 頁；アトランティック・リッチフィールド対 USA 石油も参照、合衆国判例集 495 巻 328・340 頁、1990 年、「その価格がどのように設定されているかにかかわらず、低価格は消費者の利益となる。それが搾取水準を超えない限り、競争を脅かすことはない」）。

我々は、これがまさに「法律が奨励している多種多様な価格競争」である、とするクアルコムの主張に同意する（控訴人答弁要約書 43 頁）ほか、競合他社が低価格の製品で市場に参入した場合には、独占企業は料金を引き下げてはならないとする権威はないと認識している。

D

地方裁判所は、クアルコムのロイヤリティ料に対する批判と同様に、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針についても、ほとんどの場合、OEM に対する「反競争的損害」の疑い、すなわち関連反トラスト市場以外への影響に焦点を当てている。地方裁判所は、クアルコムの方針を「OEM に対する反競争的な行為」、「特許ライセンス交渉における（中略）反競争的な行為」とした（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻 697～98 頁）。しかし地方裁判所は、当該方針がどのようにクアルコムの競合他社に直接影響を与え、「有効な競争領域」を歪めたかを特定できなかった（アメリカンエクスプレス、米国最高裁判所判例集 138 巻 2285 頁）。OEM は一貫して、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針を「業界では特殊」と評していたが、反競争的損害の明確な理論を説明した者はなかった。その代わりに、チップをクアルコムから購入するか競合他社から購入するかにかかわらず支払う必要がある、ライセンス供与にかかるクアルコムのロイヤリティ料に異議を唱えた（さもなくばクアルコムから特許侵害訴訟を起こされるリスクがある）。

さらに、OEM は、仲裁請求、交渉、別のチップ供給業者へ乗り換えるとの脅し、および反トラスト訴訟の脅しおよび実際の提起を通じて、クアルコムの価格設定を「けん制する」ことにある程度成功しているようである。このような動きの結果として、通常、クアルコムとの間で和解ならびにライセンス契約およびチップ供給契約の再交渉が行われた。OEM がより安価なモデムチップのオプションを求めて他の場所を探し続けていたにもかかわらず、である。この良い例としては、

2014年にアップルがメインチップ供給業者をインテルに変更することを決定したことが挙げられ、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針がモデムチップ市場での競争を妨害しなかったことを示している。

FTCによると「ノーライセンス・ノーチップ」の問題は、この方針の下では、競合他社のチップを使用している場合でも、電話機ごとに実質的な課徴金を支払うことを要求するライセンスにOEMが同意しない限り、「クアルコムがアップルおよびサムスンのような携帯電話の〔OEM〕にチップを販売しないことである（被控訴人摘要書1頁、原典に強調表示）。

23

しかし、本議論は自滅的である。もし、クアルコムのチップ供給へのアクセスを得るために課される条件が、OEMがクアルコムを選択するか競合他社を選択するかに関係なく適用されるのであれば（実際、これがクアルコムの方針の本質であると思われる）、本条件は定義上、「有効な競争領域」を歪めたり、競合他社に影響を与えたりするものではない。最悪の場合、この方針は、OEMが選んだチップ供給業者に関係なく、OEMがモデムチップに支払わなければならない「オールイン」価格（チップセット+ライセンス料）を引き上げる。すでに議論したように、そのオールイン価格が合理的か否かは、特許法上の問題であって、反トラスト法の問題ではない。また、競合他社ではなくクアルコムの顧客に対する潜在的な危害を伴うものであるから、関連反トラスト市場の適用範囲外である。

地方裁判所は、「ノーライセンス・ノーチップ」方針自体が反トラスト法に違反しているとするのを止めた。それには

²³ 被控訴人摘要書9頁も参照（「クアルコムは同社のチップ独占力を利用して、競合他社のチップを使用しているにもかかわらず課徴金を支払うようOEMに迫っている」、原典に強調表示；同典拠35頁、「〔クアルコム〕は、自社の必須チップを利用する条件として、競合他社のチップを使用するコストを引き上げる条件を顧客に強要した」）。

十分な理由がある。シャーマン法もその他の法律も、クアルコムのような企業が、(1) チップの販売とは別に SEP をライセンス供与してロイヤリティを徴収すること、および/または (2) チップ顧客ベースをライセンス供与した OEM に限定することを禁止していない。すでに指摘したように、「原則として、事業主は、価格、条件および取引条件と同様に、取引相手を自由に選択できる」(リンクライン、合衆国判例集 555 巻 448 頁、2009 年、コルゲート引用、合衆国判例集 250 巻 307 頁；アメリカンエクスプレスと比較、米国最高裁判所判例集 138 巻 2289～90 頁、アメックスの反ステアリング条項は取引を不当に制限するものではないとした)。実際 FTC は、「クアルコムは競合他社のチップが実施している特許を保有しており(中略)それに対してロイヤリティを徴収する権利がある」と認めており、これが法の状態であることを認めている(被控訴人摘要書 39 頁)。

また、地方裁判所は、「ノーライセンス・ノーチップ」方針をクアルコムがチップ購入を条件に SEP ライセンスを取得させているし、これを批判しているが、逆の順序としてはみていない。まずクアルコムのチップを購入することに同意しない限り(「ノーチップ・ノーライセンス」)、クアルコムが OEM への SEP ライセンス供与を拒否すれば、競合チップ供給業者は、排除行為に基づき、シャーマン法第 1 条および第 2 条の両方の下、反トラスト違反を主張できる可能性がある。これは、OEM がクアルコムの SEP ライセンスを取得しないと製品を販売できないため、「ノーチップ・ノーライセンス」方針により、OEM は基本的にクアルコムのチップを購入するか、クアルコムのチップと競合他社のチップとの両方に支払いを行うことを強えられるからである(カルデラ事件で OEM が直面した勝ち目のない状況と同様に)。しかし、仮定上の「ノーチップ・ノーライセンス」方針とは異なり、「ノーライセンス・ノーチップ」はチップに中立である。つまり、OEM がクアルコムのチップを購入しようとも、競合他社のチップを購入しようとも、何ら違いはない。この方針が主張しているのは、OEM が選択したチップ調達先がどこであれ、OEM はクアルコムに、電話およびその他の携帯機器の他の部品に使用されたチップ等に使用された

同社の特許技術を実施する権利に対して支払っているのである。

これは、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」方針が「業界で特殊」ではない（特殊である）、またはクアルコムの利益を最大化するように設計されていない（クアルコムがそのように認めている）わけではない。しかし利益追求行為だけでは、反トラスト違反を確立するには不十分である。最高裁判所がトリンコ事件で述べたように、「独占的な価格を設定できる機会があることこそが、「自由市場システムの重要な要素」であり、そもそも『商才』を惹きつけるものであり、イノベーションと経済成長を生み出すリスクテイクを誘発するのである」（トリンコ、合衆国判例集 540 巻 407 頁）。記録によると、本件はよりアメリカンエクスプレスに近い事件であると考えられる。同社の斬新なビジネス慣行は、当初は反競争的に見えたが、実際には競合クレジットカード会社に適応と革新を余儀なくさせたため、長期的には消費者にとって有益となったという意味で破壊的であった（米国最高裁判所判例集 138 巻 2290 頁）。同様に本件においては、ノキアおよびエリクソンのような企業が、OEM レベルのライセンスングに関してクアルコムに追随しており、2015 年以降、チップ市場では競合チップメーカーがクアルコムとの競争に成功している。我々は、このようなダイナミックかつ急速に変化する技術市場において、反競争的効果を明確に証明することなく、反トラスト違反を負わせることを拒否する。

E

ここまでクアルコムの一般的なビジネス慣行に関する地方裁判所の反トラスト裁定の主要な要素を説明した。次に、2011 年から 2015 年にかけてクアルコムがアップルとの間で「独占的取引」を契約し、「[CDMA] モデムチップ市場の『実質的なシェア』を喪失させたことがシャーマン法の両条項に違反する」という地方裁判所のより具体的な判示について取り上げる（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 411 巻

771～72 頁、タンパエレクトロニクス対ナッシュビルコールを引用、合衆国判例集 365 卷 320・327 頁、1961 年）。

「排他的取引とは、売主と買主間の合意であり、買主が他の売主から所定の商品を購入することを防ぐものである」（アライドオーソペディック、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 592 卷 996 頁）。「ブランド間競争の強化を含む排他的取引の取決めには十分に認識された経済的利益がある」ため、排他的取引の取決めは、それ自体が違法ではない（同典拠、オメガエンバイオメンタル対ギルバルコを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 127 卷 1157・1162 頁、第 9 巡回区、1997 年）。そのような取決めは、「その効果が影響を受ける商流のかなりの部分の競争を妨害する」場合にのみ、合理性の準則によりシャーマン法違反となる」（同典拠、オメガエンバイオメンタルを引用、合衆国地方裁判所判例集第 3 版 127 卷 1162 頁；カルデラも参照、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 87 卷 1251 頁、「契約によって妨害された競争が、関連市場の実質的なシェアを構成していると認められなければならない。つまり、他の商人がその市場に参入したり、その市場に留まったりする機会が著しく限定されていなければならないということである」（タンパエレクトロニクスを引用、合衆国判例集 365 卷 328 頁）。

クアルコムは、同社のアップルとの契約は「数量割引契約であって、独占的な取引契約ではない」と主張している。独占的な取引の取決めとは異なり、「数量割引契約は、反トラスト法の下では合法である。（中略）契約は消費者が他の（中略）サービスを利用することを妨げるものではないからである（ウエスタン・パーセルエクスプレス対アメリカ・ユナイテッド・パーセル・サービス、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 190 卷 974・976 頁、第 9 巡回区、1999 年、フェドウェイアソシエイツ対合衆国財務省を引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 976 卷 1416・1418 頁、コロンビア特別区控訴審裁判所、1992 年）。同様に、「実際に会社から高い割合の（中略）条件を購入する顧客に相当な割引を提供する」条件付き契約は、「買主が他の業者から所定の商品を購入することを妨げる場合を除いて、事実上または実際に、

排他的取引の取決めにはならない（アライドオーソペディック、合衆国控訴審裁判所判例集第3版 592巻 996～97頁；XI フィリップ・E・アリーダ&ハーバート・ホーフエンキャンプ、『反トラスト法』129頁、1807a段落、第2版、2000年、「比較的短期の契約における排他性を条件とした割引が問題になることはほとんどない」と指摘している）。

地方裁判所は、アップル社との契約は、数量割引契約ではなく、「事実上の独占契約」であり、「[アップル]に需要の相当な割合を[クアルコム]から購入することを強要した」とし、それによって「[CDMA モデムチップ]市場における競争を実質的に阻害した」と結論付けた（クアルコム、合衆国地方裁判所判例集第3版 411巻 763・766頁、原文に若干変更あり、エアロテックインターナショナル、合衆国控訴審裁判所判例集第3版 836巻 1182頁；タンパエレクトロニクス、合衆国判例集 365巻 334頁）。FTCは、これらの契約は「タンパ・エレクトリックの『実用効果テスト』に基づけば、容易に事実上の独占販売契約に当てはまる」と主張している（被控訴人摘要書 87頁；タンパ・エレクトリックを参照、合衆国判例集 365巻 326頁、競合他社の商品を使用しないという具体的な合意がなくても、その使用を妨げる「実質的な効果」がある場合には、契約は排他的であるとした、典拠省略）。

アップルとの契約が数量割引契約というよりも排他的取引契約に近い構造になっていたという地方裁判所の結論には、いくつかの真実がある。²⁴

²⁴特に、当該契約は、アップルが「クアルコムから高い割合の（中略）要求量を購入する」と引換えに、アップルに実質的な割引を提供しただけではない（アライドオーソペディック、合衆国控訴審裁判所判例集第3版 592巻 996頁）。排他性を条件とした数量割引（または「販売奨励金」）を提供し、「買主（アップル）が他の売主から所定の製品（CDMA モデムチップ）を購入するのを防ぐ」ことを目指していた（同典拠）。また、アップルが実際に契約を解除しても、これらの契約は「簡単に解除できる」ものではなかった（同典拠 997頁参照、「独占的売買契約が『簡単に解除』できるものであれば、『競争を阻害する可能性は実質的にないといえる』」と指摘している）。

しかし、これらの契約が CDMA モデムチップ市場における競争を実質的に阻害する実際的または事実上の効果を有していたことや、差止命令による救済が正当化されることには、我々は同意できない。

記録によれば、当該期間（2011 年～2015 年）において、アップルとの契約に関連してクアルコムが直面していた唯一の深刻な競争は、インテルとの競争であった。2013 年にクアルコムとの契約を締結する前、アップルがインテルからモデムチップを購入することを検討していたからである。地方裁判所は、他の特定の競合他社および潜在的な競合他社がクアルコムのアップルとの契約に影響を受けたとは認めていない。また、その翌年の 2014 年に、アップルの技術チームが全会一致で、インテルをモデムチップの代替メーカーとして選択することを推奨し、インテルがアップルとの取引を獲得したことたことは議論の余地がない。地方裁判所は、「クアルコムの独占的な取引により（中略）2016 年 9 月になるまでインテルがアップルにモデムチップを販売できなかった」としている（同典拠 737 頁）。しかし、2014 年から 2015 年以前にインテルがクアルコムの有効な競争相手であったことや、2013 年の契約によりアップルのインテルへの移行が 1 年以上遅れたことを示す証拠は記録にはない。²⁵ 議論されていないこれらの事実を踏まえ、我々は、2011 年と 2013 年の契約が、

オメガエンバイオメンタルを引用、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 127 卷 1163～64 頁）。明らかに、アップルがクアルコムに何百万ドルもの奨励金を没収される、または返済するという要件が契約解除に対する強力な抑止力となっていた。

²⁵ 控訴人の冒頭摘要書 110 頁を参照（審理では、FTC 自身が「[2013 年] の契約により、3 年間で発売されたわずか 5 機種の iPad にチップを供給できなくなり、iPhone 用チップを販売する能力を 1 年遅らせた『可能性』があるだけである」と主張したに過ぎないことを指摘している）。

CDMA モデムチップ市場における競争を実質的に妨害するような実際のまたは事実上の効果を持たなかったと結論付ける。

さらに、「原則として、差止命令を認めるには過去の過失だけでは不十分であり、[その代わりに] 過失が継続しているか、または再発の可能性がある場合にのみ、差止命令が発せられる」(FTC 対エバンスプロダクツ、合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 775 巻 1084・1087 頁、第 9 巡回区、1985 年、エンリコズ対ライス合衆国控訴審裁判所判例集第 2 版 730 巻 1250・1253 頁、第 9 巡回区、1984 年；合衆国法典 15 巻第 53 条 (b) も参照、FTC は、被告が反トラスト法 1 つ以上に「違反している、または違反しようとしている」場合に限り、連邦地方裁判所に差止命令を求めることが『できる』と規定している)。仮に、アップルとの契約が関連反トラスト市場における競争を実質的に妨害する独占的な取引契約であったとの地方裁判所の判断に同意したとしても、これらの契約が現在または将来の反競争的損害の脅威をもたらすものではないことは議論の余地がない。「クローバック条項」があるにもかかわらず、アップル自体が、FTC が訴訟を起こす 2 年前の 2015 年に契約を解消している。したがって、これらが数量割引契約というよりも排他的な取引契約に近い構造であるという地方裁判所の判断には同意するが、差止命令の発令を正当化するものではない。

IV

反競争的行為は、連邦反トラスト法では違法とされているが、過当競争的行為は違法とされない。クアルコムは、長年にわたり、3G および 4G セルラーモデムチップ市場において市場支配力を行使しており、同社のビジネス慣行は、これらの市場、さらに広範なセルラーサービス市場およびセルラー技術市場において、強力かつ破壊的な役割を果たしてきた。同社は「活力・想像力・献身・創意工夫」により経済力を行使している(トプコアソシエイツ、合衆国判例集 405 巻 610 頁)。また同社は、「企業によくみられるように、厳しい手段で行動」してきた(デンジョンエンベローブ

対 *JBM* エンベロープ、合衆国控訴審裁判所判例集第 3 版 876 巻 1112・1122 頁、第 8 巡回区、2017 年)。我々の仕事は、クアルコムの成功を容認したり罰したりすることではなく、FTC が合理性の準則に基づく立証責任を果たし、クアルコムの慣行が「競争そのものを不当に破壊する傾向のある行為」へと一線を越えたことを示したかどうかを評価することである（*スペクトラムスポーツ*、合衆国判例集 506 巻 458 頁）。我々は、FTC が立証責任を果たしていないと結論付ける。

第一に、クアルコムには競合チップ供給業者にライセンス供与する反トラスト上の義務はないため、クアルコムが自社の SEP を OEM レベルで独占的にライセンス供与する慣行は、第 2 条に抵触する反競争的行為には当たらない。クアルコムの FRAND 宣誓に対する違反（その結論は我々が出すものではない）に関しては、そのような違反に対する救済は、契約法と特許法にある。第二に、クアルコムの特許実施料と「ノーライセンス・ノーチップ」方針が、競合他社のモデムチップ販売に反競争的な課徴金を課すものではない。むしろ、クアルコムのビジネスモデルのこれらの側面は「チップ供給業者に中立」であり、関連反トラスト市場において競争を妨害するものではない。第三に、クアルコムがアップル社と結んだ 2011 年および 2013 年の契約は、CDMA モデムチップ市場における競争を実質的に阻害するような実際的な効果を有していない。また、これらの契約は何年も前にアップル自体から解消したため、何の行使もできない。

よって本法廷は、地方裁判所の判決を「取消し」、差止命令および部分的略式判決を「無効」とする。